

令和7年第4回定例会

長野原町議会会議録

令和7年12月2日 開会

令和7年12月12日 閉会

長野原町議会

令和七年 第四回（十二月）定例会

長野原町議会会議録

令和七年 第四回（十二月）定例会

長野原町議会会議録

令和7年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○請願・陳情の付託	10
○令和7年陳情第1号の陳情書取り下げについて	11
○承認第1号の上程、説明、質疑、採決	11
○議案第1号の上程、説明、質疑、採決	13
○議案第2号の上程、説明、質疑、採決	15
○議案第3号の上程、説明、質疑、採決	17
○議案第4号の上程、説明、質疑、採決	18
○議案第5号の上程、説明、質疑、採決	19
○議案第6号の上程、説明、質疑、採決	20
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、質疑、採決	23
○議案第9号の上程、説明、質疑、採決	25
○議案第10号の上程、説明、質疑、採決	27

○議案第11号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、採決……………	38
○散会について……………	48
○散会の宣告……………	48

第 2 号 (12月12日)

○議事日程……………	49
○本日の会議に付した事件……………	49
○出席議員……………	49
○欠席議員……………	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	49
○職務のため出席した者の職氏名……………	50
○議長挨拶……………	51
○町長挨拶……………	51
○開議の宣告……………	52
○議事日程の報告……………	53
○諸報告……………	53
○委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について……………	55
○一般質問……………	55
浅 沼 克 行 君……………	55
星 河 明 彦 君……………	63
牧 山 明 君……………	68
湯 木 宗 一 君……………	75
杉 崎 能 久 君……………	81
○閉会の宣告……………	88
○署名議員……………	91

長野原町告示第213号

令和7年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月18日

長野原町長 萩原 睦 男

- 1 招集期日 令和7年12月2日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 杉崎能久君

2番 湯本宗一君

3番 土屋 匡君

4番 萩原広美君

5番 星河明彦君

6番 富澤重男君

7番 入澤信夫君

8番 黒岩 巧君

9番 浅沼克行君

10番 牧山 明君

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和7年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月2日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 請願・陳情の付託
- 第 5 令和7年陳情第1号の陳情書取り下げについて
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認をもとめることについて(令和7年度長野原町一般会計補正予算(第5号)について)
- 第 7 議案第 1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 8 議案第 2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 9 議案第 3号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 第10 議案第 4号 財産の無償貸付について
- 第11 議案第 5号 旧北軽井沢小学校校舎及び校庭の賃貸借契約の締結について
- 第12 議案第 6号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 7号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 8号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 9号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第10号 令和7年度長野原町一般会計補正予算(第6号)について
- 第17 議案第11号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第18 議案第12号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について

- 第19 議案第13号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
第20 議案第14号 令和7年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第21 議案第15号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第3号）について
第22 議案第16号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第3号）について
第23 議案第17号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	人澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	梶野寛丈君
教育長	小林敦子君	総務課長	唐澤正人君
未来ビジョン 推進課長	佐藤忍君	町民生活課長	中島淳君
健康福祉課長	野村一義君	税務会計課長	土屋猛君
農林課長	佐藤信利君	建設課長	清水洋介君
上下水道課長	篠原博信君	教育課長	萩原喜隆君
会計管理者	矢野今朝治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 本 田 昌 也 書 記 高 橋 里 香

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年12月第4回長野原町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において9番、浅沼克行君、10番、牧山明君を指名します。

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る11月18日開催の議会運営委員会において協議の結果、最終日

を12日と予定したところです。会期は、本日から12日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、産業建設常任委員会、議会改革特別委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

なお、委員会開催日に委員長が欠席でありましたので、代わって副委員長から報告を求めます。

副委員長、星河明彦君。

〔議会運営副委員長 星河明彦君 登壇〕

○議会運営副委員長（星河明彦君） 議長の指名をいただきましたので、開催日に欠席であった委員長に代わり、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和7年11月18日（火）午前10時より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

（1）12月議会定例会の日程について

会期 12月2日から12日、会期11日間。

初日 12月2日（火）、最終日12日（金）とした。

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月2日（火）本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件、提案のとおり了承した。

(4) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(5) 請願・陳情、委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

文書表のとおり了承した。また、議長へ申し出ることにした。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 令和8年3月議会定例会の開催について

・議会運営委員会 令和8年2月19日(木)

・3月議会定例会 初日3月4日、2日目3月11日、最終日3月18日、各水曜日とした。

3) その他

特になし。

4. 閉 会 (午前11時15分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

副委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、副委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、牧山明君。

[産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇]

○産業建設常任委員長(牧山 明君) 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情について審査した結果を報告します。

1. 委員会開催日 令和7年10月21日(火) 午前9時50分 長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協 議 事 項

(1) 陳情書取り下げのお願いについて

受理番号1号 補助金増額のお願い

長野原観光協会 会長 櫻井芳樹

令和6年11月29日に陳情書が提出され、令和7年3月5日の本会議で、産業建設常任委員会に審査の負託がされており、現在、継続審議としていましたが、陳情書取り下げのお願いが提出されたため、審議を中止することとした。

4. 閉 会 (午前10時50分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 産業建設常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終結します。

次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

なお、私が委員長でありますので、代わって副委員長から報告を求めます。

副委員長、杉崎能久君。

[議会改革特別委員会副委員長 杉崎能久君 登壇]

○議会改革特別委員会副委員長(杉崎能久君) 議長の指名により、委員長に代わり議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、次の事項について次のとおり委員会を開催したので報告します。

1. 委員会開催日 令和7年9月18日(木)午後2時40分から

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 研修内容

「データに基づく長野原町の現状と課題について」と題し、一般社団法人地方公共団体政策支援機構、上席研究員の渡辺太樹先生を講師にお迎えして、議会が政策議論をするために必要なことをグループワークの中で議論しながら、議会サイクルの重要性、政策

の考え方、議会におけるデータ活用を実際の長野原町のデータを元に講義を受けた。

4. そ の 他

特になし

5. 閉 会（午後4時40分）

続きまして、

1. 委員会開催日 令和7年11月5日（水）午前10時から

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

長野原町議会ハラスメント条例について、他町村の内容などを確認しながら3月議会上程に向けて協議検討していくこととした。

4. そ の 他

特になし

5. 閉 会（午前10時30分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 議会改革特別委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

副委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、副委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会活動報告及び行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思っております。

◎請願・陳情の付託

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、請願・陳情等の付託であります。

請願、陳情等の付託は、11月20日までに受付された1件であります。

配付文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので審査をお願いします。

◎令和7年陳情第1号の陳情書取り下げについて

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、令和7年陳情第1号の陳情書取り下げについてを議題とします。

令和7年陳情第1号については、先ほど産業建設常任委員長の報告にもあったとおり、産業建設常任委員会で継続審査しておりましたが、配付した資料のとおり、陳情者より取下げの中出がありました。中出書のとおり陳情書の取下げについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、令和7年陳情第1号の陳情書取り下げについては許可されました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認をもとめることについて（令和7年度長野原町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

熊の出没増加による緊急対応に伴う所要の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、承認第1号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分についてご説明をいたします。

2ページをご覧いただきたいと思います。

専決処分書でございますが、令和7年10月27日付で専決処分をさせていただきました。

理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ294万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ55億7,848万6,000円とするものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正の歳入でございますが、11款1項地方交付税では294万6,000円の追加、合計で294万6,000円の増額でございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございますが、6款農林水産業費2項の林業費で294万6,000円追加でございます。

合計で294万6,000円の増額でございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書2の歳入をご覧いただきたいと思います。

11款1項1目地方交付税で普通交付税を294万6,000円の追加、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） それでは、歳出の説明に入る前に、少し状況等説明をさせていただければと思います。

町内の熊の日撃情報ですが、10月19件、11月が8件と多く寄せられております。緊急銃猟に関しましては、9月から制度創設に伴い、自治体として必要な体制整備に、まず情報の一元管理として重要な町の対応マニュアルを猟友会、警察のご協力に基づいて作成をいたしました。

また、今回の専決予算では、国のガイドラインに推奨される対応についても計上しております。

それでは、9ページの3歳出をご覧ください。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費におきましては、補正額294万6,000円の追加をさせていただいております。

説明欄をご覧ください、有害鳥獣対策事業の内訳ですが、10節需用費では、町関係機関などへ支給する熊スプレー、熊鈴及び緊急銃猟の際の捕獲関係者装備品の護身用ヘルメット、シールドなどの購入費として50万円、12節委託料では、熊など鳥獣害対策を支援する専門家の招聘などを行う業務委託料として100万円、18節補助金では、実施隊による通学路等における登下校時の生徒等の見回りの報酬及び緊急銃猟時の捕獲関係者報酬として144万6,000円の追加補正でございます。

熊などの緊急的な吉獣対策については、引き続き猟友会、警察、町などが十分に連携を図り対処してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体の名称変更及びみどり市が新たに加入することに伴い、地方自治法第252条の7第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第1号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

今回の変更に関する協議につきましては、先ほど町長説明のとおりでございます。

組織の団体名称の変更と、みどり市が新たに組織団体に加入に伴い、規約の変更の協議を求めるものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが規約変更に関する協議書でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが一部改正規約の新旧対照表となっておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

右側が旧、左側が新となっております。訂正箇所には下線が引かれております。

まず、別表の表の上段の「安中市」を「安中市」と「みどり市」に変更、表の下段では、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に変更するものでございます。

2ページにお戻りをいただきまして、附則の第1項といたしまして、この規約は令和8年4月1日からの施行となっております。

第2項の経過措置につきましては、施行前にみどり市の公平委員に提出された申請や請求などについても、施行後もそのまま有効とされ、改正後の公平委員会が引き継いで対応する内容となっております。

対象となる手続については、（1）から（5）になりますので、これら施行前後で手続が途切れることなくスムーズに移行ができる内容となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合における組織団体の名称変更及び災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

今回の変更に関する協議について、先ほど町長が説明したとおり、組織団体の名称変更と、令和8年3月31日をもって本組合における災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を取りやめるため、規約の変更の協議を求めるものでございます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書でございます。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。

一部を改正する規約の新旧対照表で説明をさせていただきます。

右側が旧で、左側が新であります。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、別表第1及び別表第2で表の下段でございますけれども、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に変更するものでございます。

同表の別表2の4項を削ります。

同表別表2の5の項中につきましても、4ページにちょっと移りまして、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に変更でございます。

3ページにちょっとお戻りをいただきまして、同項を同表の4にまず改めまして、4ページの同表の6の項を5に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

附則の第1項といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行でございます。

第2項といたしまして、過去の規約改正との整合について、以前に行われた規約改正の内容の一部について、今回の変更に合わせて表記の修正を行います。こちらの、具体的には5ページの別表の項番号や名称の変更に伴い、過去の附則に記載された新しい表記に読み替えるという内容となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第3号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第3号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を行うため、協議を行うものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

財産処分に関する協議書でございます。

1では、基金の返還対象で、令和8年3月31日時点の自然災害救助基金を共同処理に参加している26の市町村に返還する内容となっております。

2では、返還額の算定方法で、各市町村の返還額は、基金残高を令和2年国勢調査による参加市町村の人口合計で割り、1人当たりの返還額を算出する内容となっております。各市町村の人口に1人当たりの返還額を乗じて算定、円未満は四捨五入となります。

3では、剰余金の取扱いで、返還後に端数等で基金に剰余金が生じた場合は、組合の一般会計に収納する内容となっております。

3枚目の3ページにつきましては、こちら令和7年9月30日現在の共同処理団体と人口の一覧表となっておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第10、議案第4号 財産の無償貸付についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 旧長野原町へき地診療所の財産の無償貸付について、提

案理由のご説明を申し上げます。

本件は、旧長野原町へき地診療所の利活用に関し、令和7年11月にプロポーザル審査により事業者を選定し、当該事業者により無償貸付の申出を受けたものであります。

当該貸付は、長野原町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第4条第1号に該当することから、旧長野原町へき地診療所を無償で貸し付けるものであります。

契約の相手方は、NPO法人つなぐハーモニー理事長、浅見俊雄でございます。

貸付の目的は、障害福祉サービス事業所として活用することであり、貸付期間は議決日から令和12年3月31日までとし、施設の有効活用を図るため契約を締結するものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

内容説明はございませんので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、議案第5号 旧北軽井沢小学校校舎及び校庭の賃貸借契約の締結についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 旧軽井沢小学校校舎及び校庭の賃貸借契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該賃貸借は、旧北軽井沢小学校の利活用事業者が、令和8年4月にLCAきたかる森のインター初等部を開校する計画に伴い、同校の校舎及び校庭の賃貸借契約の締結をするものでございます。

契約の目的は、旧北軽井沢小学校校舎及び校庭の賃貸借契約、賃貸料は月額10万円、賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、契約の相手方は、株式会社エドューレエルシーエー、代表取締役、山口紀生でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

内容説明はございませんので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第6号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告により、公務員の給与改定が閣議決定されたことを受け、本町職員の給料表の改定及び期末並びに勤勉手当等を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第6号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

条例改正する理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。人事院勧告を実施するという閣議決定を踏まえ、条例改正を行うものでございます。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。

こちらから11ページにかけて、条例の一部改正する改正文でございます。

それでは、12ページをご覧くださいと思います。

長野原町職員の給与に関する条例新旧対照表第1条関係で説明をさせていただきます。向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

宿日直手当で、第17条第1項中の「4,400円」を「4,700円」に改め、期末手当の第18条第2項では、一般職員は「100分の125」を「100分の127.5」に改正、特定幹部職員の「100分の105」を「100分の107.5」に改正、第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当では、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、「100分の70」を「100分の72.5」に改めるものでございます。「100分の105」を「100分の107.5」に改正で、こちらは特定幹部職員で「100分の60」を「100分の62.5」に改正でございます。

続いて、13ページをご覧くださいと思います。

第19条の第2項の第1号で、一般職員では「100分の105」を「100分の107.5」に改正、特定幹部職員については、「100分の125」を「100分の127.5」に改正でございます。

第2号の定年前再任用短時間勤務職員では、「100分の50」を「100分の52.5」に改正、特

定幹部職員は「100分の60」を「100分の62.5」に改正でございます。12月期の期末勤勉支給月数を0.05か月引き上げるものでございます。

13ページの下段から24ページにかけては、別表の行政職の給料表、別表の医療職の給料表で、人事院勧告に伴い、全体で3.626%引き上げた給料表でございます。こちらは令和7年4月1日適応の第1条でございます。

次に、25ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらにつきましては、令和8年4月1日適応の第2条関係でございます。

第18条の第2項期末手当では、一般職員の期末手当について、第1条関係で0.025か月引き上げたものを、第3項も同じく0.025か月を定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、6月期と12月期に振り分ける改正となっております。

19条2項勤勉手当では、26ページに移りまして、1号の正規職員の期末手当について、第1条関係で0.025か月引き上げたものを、2号では0.025か月分を定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期と12月期に振り分ける内容となっております。

11ページにお戻りをいただきたいと思えます。

附則の第1項では、本条例を公布の日から施行としますが、第2条の規定については、令和8年4月1日から施行としております。

第2項では、第1条の規定を令和7年4月1日に遡り適用するとし、第3項では、期末勤勉手当を12月1日から適用としてございます。

また、第2条では、給与引上げの遡及適用の伴う差額支給関係を、第3条では規則への委任を定めております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第13、議案第7号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について及び日程14、議案第8号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がありますので、一括議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について及び議案第8号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による職員の期末及び勤勉手当引上げに伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当を引き上げるため、それぞれ本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、議案第7号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

条例改正する理由につきましては、町長が先ほど説明したとおりでございます。人事院勧告に伴い、職員の期末勤勉手当の引上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

条例の一部改正する改正文でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

条例の新旧対照表をご覧ください。こちらで説明をさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

上段の第1条関係では、第5条の第2項中の12月の期末手当について、「100分の230」を「100分の235」と0.05か月引き上げるものでございます。

また、下段の第2条関係では、0.05か月分の引上げ、加えた総月数を6月期と12月期の期末へと振り分けるものでございます。「100分の235」を「100分の232.5」に改め、令和8年4月1日からの施行としてございます。

2ページにお戻りをいただきまして、附則の第1条では、本条例を公布の日から施行としますが、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行としております。

第2項で、期末手当を12月1日からの適用としてございます。

また、第2条で、期末手当の引上げの遡及適応に伴う差額分の支給関係を、第3条では、委任の内容を定めてございます。よろしく願いいたします。

続いて、議案第8号でございます。

長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

条例改正する理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。人事院勧告に伴い、職員の期末勤勉手当引上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

条例の一部改正する改正文でございます。

3ページをご覧いただきまして、条例の新旧対照表で説明をさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

上段の第1条関係では、第4条の第2項中の12月の期末手当について、「100分の230」を「100分の235」と0.05か月引き上げるものでございます。

また、下段の第2条関係では、0.05か月引上げに伴い、加えた総月数を6月期と12月期の期末手当に振り分けるものでございます。「100分の235」を「100分の232.5」に改め、令和8年4月1日からの施行でございます。

2ページにお戻りをいただきまして、附則といたしまして、第1条では本条例を公布の日から施行としていますが、第2条の規定は、令和8年4月1日からの施行としており、第2項で期末手当を12月1日からの適用としてございます。

また、第2条では、期末手当引上げの遡及適用に伴う差額分の支給を定めてございます。
以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、議案第9号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、マイナンバーカードで福祉医療の受給資格を確認する事業の実施に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（野村一義君） 議案第9号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長より申し上げましたとおり、福祉医療の受給資格をマイナンバーカードにより確認する事業を実施いたします。

これまででは、福祉医療の受給資格者証を医療機関の窓口で提示し、資格を確認していただく方法を取ってまいりました。これからは、マイナンバーカードを活用することで、自動的に確認できるようになり、受給者、医療機関、行政、それぞれの利便性向上が計られます。これに伴う改正及び文言の整理により、本条例を改正するものでございます。

4ページの新旧対照表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正案です。

第2条第8項では、福祉医療の受給資格を確認するマイナンバーカードについて、定義を追加してございます。

第4条第1項及び第2項につきましては、文言の整理を、第3項及び第4項につきましては、有効期間に関する規定を、第5条第1項から次のページ第3項につきましては、受給資格者証を発行しない場合を想定し、文言の修正を、第6条につきましては、マイナンバーカードを用いて福祉医療費の情報を医療機関に提供する方法を追加するものでございます。

続きまして、3ページへお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行するとしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行前に交付された受給資格者証は、改正後に交付された受給資格者証とみなすとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第16、議案第10号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第10号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,351万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億2,199万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第10号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,351万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ57億2,199万8,000円とするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正の歳入でございますが、11款1項地方交付税では3万1,000円の追加、15款国庫支出金では、1項国庫負担金と2項国庫補助金を合わせまして2,042万6,000円の追加、16款県支出金では、1項県負担金と2項県補助金を合わせまして18万5,000円の減額、18款寄附金では3,000万円の追加、20款1項繰越金では9,366万円の追加、

21款諸収入、5項雑入では120万円の追加でございます。

合計で1億4,351万2,000円の増額でございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳出でございます。

1款の1項の議会費では、74万5,000円の追加、2款総務費では、1項総務管理費から3項の戸籍住民基本台帳費まで合わせまして5,200万6,000円の追加、3款の民生費では、1項の社会福祉費と3項の国民年金費を合わせまして427万9,000円の追加、4款衛生費では、1項保健衛生費で1,665万6,000円の追加、6款農林水産業費では、1項農業費、2項林業費を合わせまして2,566万4,000円の追加、7款1項商工費では153万円の追加、8款土木費では、1項土木管理費と2項道路橋梁費を合わせまして478万9,000円の追加、9款1項消防費では、1,315万円の追加、10款教育費では、1項教育総務費から4ページにかけまして6項保健体育費を合わせまして1,162万6,000円の追加、4ページの12款公債費では、419万8,000円の追加、13款諸支出金では、3項の公営企業支出費で886万9,000円の追加、合計で1億4,351万2,000円の増額でございます。

続いて、8ページをご覧いただきたいと思ひます。

事項別明細書の2歳人でございます。

11款1項1目地方交付税で普通交付税3万1,000円の追加、15款の国庫支出金で1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で障害者自立支援費の負担金等で5万7,000円の追加、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金で子ども・子育て支援事業費補助金で1,000円の減額、4目の農林水産業費国庫補助金でみどりの食料システム戦略推進交付金で2,037万円の追加、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で保険基盤安定負担金等で184万1,000円の減額。

次に、9ページをご覧いただきたいと思ひます。

2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金でぐんま緑の県民基金事業補助金で3万6,000円の追加、18款1項寄附金、3目のふるさと応援寄附金で3,000万円の追加、20款1項1目繰越金で9,366万円の追加、21款諸収入、5項5目雑入でふるさと応援寄附金謝礼品の売上げとして120万円の追加でございます。

10ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出は、議会事務局長より説明をいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（本田昌也君） それでは、歳出に入らせていただきます。

10ページ、1款1項1目議会費では、74万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

右側の説明をご覧ください。

議会運営・管理事業の2節給料から18節負担金まで、人事院勧告に伴う人件費の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、270万4,000円の追加でございます。

説明欄のとおり、一般管理事業では、1節報酬から11ページにかけまして、18節退職手当組合負担金まで人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

また、その下段の合同葬事業では、10節の需用費から13節使用料及び賃借料で、事業確定に伴い減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、引き続き11ページの下段になります。

3目の会計管理費、一般会計事務処理事業では、40万4,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

1節報酬から3節共済費では、人事院勧告の率改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員2名分の人件費追加となります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、4目企画費では、429万1,000円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

企画一般管理では、348万6,000円の追加で、次の12ページをお願いいたします。2節一般職給から4節一般職共済費まで及び18節退職手当組合負担金で職員6名分の人事院勧告に伴う給料表改正等によるものでございます。

12節委託料では、今年度から国の集落支援員制度を活用し事業委託をしておりますが、受

託法人側での申告消費税分が含まれていなかったこと及び集落支援員制度の限度額引上げに伴い、合わせて200万円の追加をお願いするものでございます。

次の地域振興事業では、30万9,000円の追加で、1節報酬から4節共済費までパートタイム会計年度任用職員1名分の人事院勧告に伴う給料表改正等によるもの及び8節費用弁償で、通勤距離変更によるものでございます。

次の浅間山北麓ビジターセンター等管理事業では、49万6,000円の追加で、1節報酬及び次ページをお願いします。3節職員手当等で、パートタイム会計年度任用職員3名分の人事院勧告に伴う給料表改正等によるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤 正人君） 13ページをご覧くださいと思います。

7目の情報化対策費では、946万円の追加でございます。

説明欄の庁内ネットワーク整備事業の12節の委託料で、町の公式ホームページのリニューアルの事業委託料といたしまして、880万円の追加、吾妻郡電算共同化事業では、所得税法の改正によりシステム改修費用66万円の追加でございます。

続いて、11目川原湯簡易郵便局管理費では、9万6,000円の追加でございます。

説明欄の川原湯簡易郵便局管理事業では、1節の報酬と3節で人事院勧告に伴う増額でございます。

18節のふるさと応援基金費では、3,118万1,000円の追加でございます。

説明欄のふるさと応援基金事業では、7節の報償費では、感謝券換金費用の不足で150万円の追加、12節では、ふるさと応援基金の増額に伴い、12節の書類作成委託料で9万円の追加、システムの運用委託の不足で430万1,000円の追加、電算委託料の寄附金受付、返品品の管理、寄附金の決済委託料の不足で合わせて1,029万円の追加、24節積立金では、寄付額の2分の1の額1,500万円を追加するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、14ページ、2項徴税费についてご説明いたします。

1目の税務総務費の税務一般管理では、140万5,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

税務一般管理の2節給料から4節の共済費及び18節の退職手当組合負担金では、人事院勧

告の率改定に伴う職員8名分の人件費の追加となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 次の3項1日戸籍住民基本台帳費では、補正額246万5,000円の追加で、説明欄、戸籍住民基本台帳事業、2節、3節、4節及び18節は人事院勧告に伴う追加を、13節使用料及び賃借料では、システム標準化に伴うサーバー使用料に不足が生じることによる141万円の追加をお願いするものでございます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（野村一義君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1日社会福祉総務費では、補正額397万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄をご覧ください。

社会福祉総務費一般では、16ページにかけて人事院勧告に伴う人件費の追加を、タクシー利用助成事業では運行委託料の追加を、続いて、2目老人福祉費では、補正額92万円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄、老人福祉事業では、高齢者補聴器購入費補助金15万円の補正を、介護保険事業では補正額77万円の追加で、介護保険特別会計繰出金の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目障害者福祉費では補正額189万円の追加補正を、説明欄、障害者自立支援給付事業、22節償還金で給付費の前年度額確定による国庫及び県補助券の精算返還金として追加補正を、4日後期高齢者医療費では251万2,000円の減額で、後期高齢者特別会計繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、17ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、補助額確定に伴う財源の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 次の3項国民年金費、1目年金総務費では、補正額7,000円の追加で、説明欄の国民年金事業では、22節償還金利息及び割引料では、国民年金事務費交付金の精算に伴う償還金7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1日保健衛生総務費では、補正額67万5,000円の減額で、説明欄の保健衛生総務一般では、2節、3節、4節及び18節退職手当組合負担金は、

人事院勧告に伴う追加をお願いするものでございます。

次のページ、18節一部事務組合負担金において、吾妻広域圏火葬場費負担金では、改修計画に変更が生じたことにより317万2,000円の減額、西吾妻福祉病院組合負担金では、本年度の交付税に伴う基礎数値確定による24万円の追加をお願いするものでございます。

次に、3目環境衛生費では、970万7,000円の追加で、説明欄の環境衛生事業、13節使用料及び賃借料では、再資源化物拠点回収、要は容器包装プラとか瓶とか陶器のことですけれども、において重機が必要なことが発生しておりますので、18万円の追加、18節負担金補助及び交付金、一部事務組合負担金等、西吾妻環境衛生施設組合負担金においては、一般廃棄物特別収集に係る経費確定により、952万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、8目診療所費は762万4,000円の追加で、説明欄のへき地診療事業、27節繰出金では、人事院勧告に伴う人件費及び特別会計内における繰越金の調整のために、へき地診療所特別会計への繰出し762万4,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 引き続き、18ページ下段をご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、補正額34万1,000円の増額をお願いするもので、説明の農業委員会活動事業の2節給料から4節共済費及び次ページにかけまして18節退職手当組合負担金と、次の農業者年金業務受託事業の1節報酬は、人事院勧告による追加でございます。

2目農業総務費では、補正額91万6,000円の増額をお願いするもので、説明の農業総務一般の2節給料から4節共済費及び18節退職手当組合負担金についても、人事院勧告による追加でございます。

次に、4目畜産振興費では、補正額2,037万円の増額をお願いするもので、説明の畜産振興事業の18節補助金は、バイオガスプラントで排出されるバイオ液肥を有効に活用するための散布車導入に伴い、国のみどりの食料システム戦略推進事業交付金が採択となったため、追加補正でございます。

続きまして、20ページをご覧くださいと思います。

2項林業費、1目林業総務費では、補正額403万7,000円の増額をお願いするもので、説明の治山事業の18節負担金は、地域より要望のあった崩落などの心配される3か所を県単独事業として実施するため、町負担の10分の1に当たる400万円を計上するものです。

次のぐんま緑の県民基金事業の18節補助金は、要綱見直しに伴い労務単価が増額となったものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、7款1項商工費、1日商工総務費では、53万円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

商工総務一般では、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで、職員2名分の人事院勧告に伴う給料表改正等によるものがございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、2目商工振興費では、100万円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

商工振興事業では、18節補助金で起業支援補助金1件分の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（清水洋介君） そのまま21ページをご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、315万7,000円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

土木総務一般の2節給料から4節共済費、18節負担金補助及び交付金では、育児休業取得による手当等の減額及び職員6名分の人事院勧告に伴う追加を、7節報償費では、先日ご説明させていただきました太陽光発電施設に関する報償金でございます。

続きまして、2目国土調査費では、127万2,000円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

国土調査事業の1節報酬から次の22ページにかけまして、4節共済費までパートタイム会計年度任用職員3名分の人事院勧告に伴う追加でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、2目道路維持費では36万円の追加をお願いするものでございます。

説明をご覧ください。

道路等環境パトロール事業の1節報酬、3節職員手当等では、パートタイム会計年度任用職員報酬2名分の人事院勧告に伴う追加でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、22ページの下段でございます。

9款1項消防費、1日の常備消防費では、283万1,000円の追加でございます。

説明欄の常備消防事業では、18節の負担金につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額に伴う一部事務組合への負担金の増額でございます。

続きまして、23ページをご覧いただきたいと思ひます。

2日の非常備消防総務費では、28万円の追加でございます。

説明欄の非常備消防総務事業では、2節の給料から18節の退職手当組合負担金まで、人事院勧告に伴う職員1名分の人件費の増額でございます。

4月の消防施設費では、1,000万円の追加でございます。

説明欄の消防施設事業では、14節の工事請負費で長野原区内の防火水槽について、土地所有者から敷地内の整備計画実施に伴い、移設の依頼を受け、地元地域と協議を行い、移設の設置及び既存防火水槽撤去工事費の追加でございます。

5目の防災費では、3万9,000円の追加でございます。

説明欄の防災事業では、18節の負担金の群馬県の発注による防災情報通信ネットワーク工事の負担金で、機器単体費等の数量変更に伴い増額でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、1節報酬から24ページの18節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告により人件費686万4,000円の追加をお願いするものです。

次に、4項幼稚園費、1日こども園管理費では、2節給料から25ページの18節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告により人件費98万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、5項社会教育費、1日社会教育総務費では、1節報酬から26ページの18節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告により人件費287万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、3日文化財保護費では、1節報酬で人事院勧告により人件費10万8,000円の追加をお願いするものです。

次に、5日やんば天明泥流ミュージアム管理費では、1節報酬と3節職員手当等で、人事院勧告により人件費54万円の追加をお願いするものです。

次に、6日保健体育費、3日給食センター費では、2節給料から27ページの18節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告により人件費25万4,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、27ページの12款1項公債費、2日の利子では、419万8,000円の追加でございます。

説明欄の利子償還事業では、令和6年度末、過疎債の借入額確定に伴い増額でございます。

13款の諸支出金、3項1目の公営企業会計支出費では、886万9,000円の追加でございます。

説明欄の各水道事業では、18節の補助金で上水道事業補助金で819万3,000円の増額、下水道事業補助金では67万6,000円の増額でございます。

28ページをご覧いただきたいと思います。

こちら、給料表の明細書でございます。

特別職の比較覧の合計では、町長ほか特別職と議員の期末手当等の増額で、合計で24万3,000円の増額でございます。

続いて、30ページをご覧いただきたいと思います。

一般職の総括のA会計年度任用職員以外の職員、上段の表では人事院勧告に伴う給料と期末勤勉手当、増額等でございます。

比較覧の合計といたしまして1,942万1,000円の増額でございます。

下の表につきましては、職員の手当の内訳となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

31ページをご覧いただきたいと思います。

イの会計年度任用職員といたしまして、上段の表では人事院勧告に伴う報酬、期末手当等の増額、比較覧の合計といたしまして945万円の増額でございます。

下の表につきましては、職員手当の内訳となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、32ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増減額状況でございます。

33ページ、34ページにつきましては、給料及び職員手当の状況となっております。

後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時、13時に再開しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

議案第10号の質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3か所以内に分けて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。

また、質問する際は、該当ページを明らかにした上で質問願ひます。

それでは、ご質疑願ひます。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目が15ページです。戸籍住民基本台帳の使用料サーバー不足分というお話でした。内容をもう少し詳しく教えていただけますか。

次が19ページ畜産関係です。みどりの食料システム戦略推進補助事業、この内容をもう少し詳しく教えていただけますか。

2点お願ひします。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

戸籍住民基本台帳事業、13節使用料及び賃借料の標準化に伴うサーバーの使用料の不足についてお答えいたします。

標準化に伴って基幹系のシステムのデータをガバメントクラウドサーバーに載せ替えました。ガバメントクラウドサーバーというのは、世界で4社認められておりまして、アマゾン有するAWS、それからグーグル、それからマイクロソフト、それからオラクルのサーバーの4つなんですけれども、そこに入れた各自治体が案分することによって費用が算出されており、全国の自治体で案分することの積算が非常に難しく、国やベンダーから示された金額よりも少し高くなっているというのが現状なのが1つと、それからうちはアマゾンのAWSのサーバーを使っているんですけれども、円安の関係から想定レートの為替リスクにより少し上がっているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 星河議員の2点目のご質問にお答えさせていただきます。

こちらのみどりの食料システム戦略対策交付金の内容につきましては、メニューの中にバイオマスの地産地消推進事業というのがありまして、そちらのほうを活用しております。

こちらの方でいきますと、バイオ用の液肥散布車ということで、メニューによりましてそちらのほうに要望がありまして、そちらが採択となったということになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、早河君。

○5番（星河明彦君） じゃ、サーバー使用料は契約していた部分で、使い過ぎて足らなくなったとか、そういうんじゃないということなんですね。

畜産のほうにいきます。簡単に言うと、散布車を買ったということですか。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） ご質問にお答えさせていただきます。

散布車ということで購入を予定をしているんですけれども、細かく話をすると、トラクターがあって、スラリータンカーという液肥を入れるタンクがあって、その後ろに散布用のブーム、インジェクターというものがついてまして、今回、購入をする予定のものがスラリータンカーとインジェクターのセットということで、それを大小1つずつ予定しております。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○5番（星河明彦君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。ご質疑よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第17号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第17、議案第11号から日程第23、議案第17号までを一括議題とします。

本議案は令和7年度各特別会計、事業会計補正予算です。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第11号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,556万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第12号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億395万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよ

うお願い申し上げます。

続いて、議案第13号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,554万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号 令和7年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,597万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ389万5,000円を追加し、収益的収入の合計額を3億1,347万5,000円、支出の合計額を3億1,290万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第16号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ429万8,000円を追加し、収益的収入及び支出の合計額をそれぞれ6,316万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第17号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出に67万6,000円を追加し、収益的収入及び支出の額の合計額を5億4,876万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、議案第11号及び議案第12号について、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 議案第11号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

表紙をご覧ください。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,556万円とするものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、1款1項国民健康保険税では、補正額24万4,000円の追加をし、歳入合計としまして、補正額24万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページです。

歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費では、補正額25万5,000円の追加を、2款保険給付費、1項療養諸費では、補正額663万3,000円の追加を、3款国民健康保険事業費納付金では、1項医療給付費分から3項介護納付金分まで合わせまして1,183万5,000円の減額を、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、補正額519万1,000円の追加を、歳出合計としまして補正額24万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項2日退職被保険者等国民健康保険税では、補正額24万4,000円の追加をお願いするものでございます。

続いて、次のページ歳出でございます。

1款1項1日一般管理費では、補正額25万5,000円の追加で、説明欄、一般管理の1節から3節では、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の追加を、11節役務費通信運搬費においては、国保専用回線における通信料に不足が生じることから1万1,000円の追加を、12節委託料では、制度改正におけるシステム改修に不足が生じることから、6万円の追加をお願いするものでございます。

次に、2款1項1日一般被保険者療養給付費では、補正額663万3,000円の追加で、医療費の傾向に伴う追加をお願いするものでございます。

次のページへいきまして、3款1項1日一般被保険者医療給付費分では、補正額675万円

の減額で、給付金の実績に合わせた減額を、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分では、補正額264万1,000円の減額、同じく納付金の実績に合わせた減額で、3項1目介護納付金分では、補正額244万4,000円の減額で、いずれも納付金の実績に合わせた減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、9款1項1目一般被保険者保険税還付金では、補正額15万円の追加で税還付による追加を、6目保険給付費等交付金償還金では、補正額502万1,000円の追加で、保険給付費の前年度の額確定による精算返還金としての追加を、また10目その他償還金では、補正額2万円の追加で、調整交付金の前年度額確定による追加補正をお願いするものでございます。

なお、次のページ以降につきましては、給与費明細となりますので、後ほどご覧ください。続きまして、議案第12号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

表紙をご覧ください。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万1,000円の追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億395万5,000円とするものでございます。

1ページおめくりいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、6款1項他会計繰入金では、補正額762万4,000円の追加、7款1項繰越金では、補正額522万3,000円の減額をし、歳入合計としまして、補正額240万1,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページにいきまして歳出ですが、1款総務費、1項施設管理費では、補正額240万1,000円の追加をし、歳出合計としまして補正額240万1,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、6ページにいきまして歳入ですが、6款1項1目一般会計繰入金では、補正額762万4,000円の追加をお願いし、7款1項1目繰越金では、補正額522万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページが歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、補正額240万1,000円の追加で、説明欄の一般管理では、1節、2節、3節、4節及び18節は人事院勧告または通勤距離の移動、または往診回数の増加による人件費の追加を、8節旅費においては、会計年度任用職員の方の通勤距離に移動があったため、追加をお願いするものでございます。

次のページ以降につきましては、給与費明細となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議案第13号及び議案第14号について、健康福祉課長。

○健康福祉課長（野村一義君） 議案第13号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,554万9,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの第1表をご覧ください。

歳入ですが、7款1項一般会計繰入金では、補正額77万円の追加を、8款1項繰越金では補正額35万8,000円の追加を、歳入合計といたしまして112万8,000円の追加補正をお願いするのでございます。

続いて、3ページの歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費では、補正額77万円の追加を、4款地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業では、補正額30万8,000円の追加を、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、補正額5万円の追加を、歳出合計といたしまして112万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページの歳入をご覧ください。

7款1項5目その他一般会計繰入金では、補正額77万円の追加を、8款1項1目繰越金では、補正額35万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額77万円の追加をお願いするもので、説明欄、一般管理では税制改正に伴うシステム改修費用を、4款地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業では、補正額30万8,000円の追加補正をお願いするもので、説明欄、包括的支援事業では、人事院勧告による人件費としまして生活支援体制整備事業委託料30万8,000円の追加を、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では、補正額5万円の追加補正をお願いするもので、説明欄、第1号被保険者保険料還付金事業では、償還金として5万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第14号 令和7年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,597万6,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料では、補正額1,008万円の追加を、3款繰入金、1項一般会計繰入金では、補正額251万2,000円の減額補正を、5款1項繰越金では、補正額287万8,000円の追加を、歳入合計としまして、1,044万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページの歳出ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金では、補正額1,044万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

歳入の1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料では、補正額672万円の追加を、2目後期高齢者医療普通徴収保険料では、補正額336万円の追加を、次の3款1項2目保険基盤安定繰入金では、補正額251万2,000円の減額補正を、次の5款1項1目繰越金では、補正額287万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページの歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、補正額1,044万6,000円の追加補正で、説明欄の保険料等負担金ですが、今年度の所得が確定したことによる追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議案第15号から議案第17号について、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 議案第15号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益定収入及び支出では、収益的収入及び支出にそれぞれ389万5,000円を追加し、収入合計を3億1,347万5,000円とし、支出合計を3億1,290万6,000円とするものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費に112万8,000円を追加し、3,607万8,000円とするものです。

13ページをお開きください。

補正予算明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。

1款中部・東部簡易水道事業収益、2項2目1節の他会計補助金では、一般会計補助金228万9,000円の追加を、2款北軽井沢簡易水道事業収益、2項2目1節の他会計補助金では、

一般会計補助金160万6,000円の追加をお願いするものでございます。

14ページをご覧ください。

支出でございます。

11款中部・東部簡易水道事業費用、1項1目1節の修繕費では、中央第1配水池の漏水修繕費で132万円の追加を、2目1節の通信運搬費では、振込手数料等の追加で20万円の追加を、4目1節の給料から4節負担金までは、職員2名分の人事院勧告に伴う給料表等の改正によるものです。

12款北軽井沢簡易水道事業費用、1項1目1節の動力費では、ポンプ動力費に不足が生じるため80万円の追加を、2目1節の通信運搬費では、振込手数料等の不足で20万円の追加を、4目1節の給料から4節負担金までは、職員2名分の人事院勧告に伴う給料表等の改正によるものでございます。

ページ戻りますが、5ページが補正予算を反映した予定キャッシュフロー、6ページが予定の損益計算書、7ページから9ページが予定貸借対照表、10ページから12ページが給与明細書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第15号の内容説明となります。

続きまして、議案第16号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出では、収益定収入及び支出にそれぞれ429万8,000円を追加し、収入及び支出の合計額を6,316万円とするものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費に23万4,000円を追加し、460万円とするものです。

11ページをご覧ください。

補正予算明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。

1款浅間高原水道事業収益、2項2目1節の他会計補助金では、一般会計補助金429万8,000円の追加をお願いするものです。

12ページをご覧ください。

支出でございます。

1款浅間高原水道事業費用、1項1目1節の修繕費では、落雷により故障した非常用発電機及び流量計の修繕費用として401万5,000円の追加を、4目1節の給料から5節負担金までは、会計年度任用職員1名分の人事院勧告に伴う給料表等の改正によるものです。

ページ戻りますが、4ページが補正予算を反映した予定キャッシュフロー、5ページが予定の損益計算書、6ページ、7ページが予定の貸借対照表、8ページ、9ページが給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第17号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入及び支出にそれぞれ67万6,000円を追加し、収益的収入及び支出の合計額を5億4,876万円とするものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費に63万6,000円を追加し、1,878万円とするものです。

12ページをお開きください。

補正予算明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業収益、2項3目1節の他会計補助金では、一般会計からの補助金33万2,000円の追加を、2款農業集落排水事業収益、2項3目1節の他会計補助金では、一般会計からの補助金34万4,000円の追加をお願いするものです。

13ページをご覧ください。

支出でございます。

11款公共下水道事業費用、1項3目の1節給料から4節負担金まで、職員1名分の人事院勧告に伴う給料表等の改正による追加でございます。

12款農業集落排水事業費用、1項3目1節の給料から4節負担金まで、職員1名分の人事院勧告に伴う給料表等の改正による追加でございます。

5ページをご覧ください。

補正予算を反映した予定キャッシュフロー計算書、6ページが予定損益計算書、7ページ、8ページが予定貸借対照表、9ページから11ページが給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第17号の内容説明となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了したので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3か所以内に分けて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。

また、質問をする際は、議案番号及び該当ページを明らかにした上で質問願ひます。

では、ご質疑願います。

6番、富澤重男君。

○6番（富澤重男君） ちょっと確認でございますが、12号のへき地診療所の関係でございます。

2ページ、6款の繰入金、補正前が1,000万円、補正額が762万4,000円、合計1,762万4,000円とありますが、15表の一般会計の繰出金の金額が、金額は20万円ほど違うと思うんですが、どのような理由でしょうか。

15表の18ページ。

○議長（黒岩 巧君） 今確認しておりますので、少々お待ちください。

町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 時間がかかってすみません。

一般会計のところの診療所費1,020万円の補正前額に対して、補正額762万4,000円を足すと計1,782万4,000円の20万円の差額ということではよろしかったでしょうか。

○6番（富澤重男君） はい。

○町民生活課長（中島 淳君） 診療所費の中のへき地診療所事業費の中には、繰出金のほかに補助金の予算を持っておりまして、その補助金の予算が20万円ございます。なので、診療所費とすると全体の補正前額で1,020万円の予算で、繰出金については、そこで762万4,000円追加し、繰出金については1,762万4,000円で、残りの20万円については、診療所事業の中に20万円の、研修医の方に対する補助金の事業がございますので、その予算であります。

○議長（黒岩 巧君） 6番、富澤重男君。

○6番（富澤重男君） そうすると、出どころが違うということではよろしいのでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 一般会計の中のへき地診療所事業の中には、特別会計に繰り出す1,762万4,000円という予算と、それからへき地診療所に来てくださった研修医の生徒、先生に対する補助をする、要は特別会計に出すお金ではない補助金の事業がありますので、その予算でございます。

○6番（富澤重男君） 何となく分かりました。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

○6番（富澤重男君） はい。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第11号から議案第17号まで7件を一括採決します。

お諮りします。議案第11号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第14号 令和7年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第15号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第16号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第17号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日はこれにて散会とし、次回は12日でございます。

11日まで休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1時35分

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月12日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋 匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	入澤信夫君	8番	黒岩 巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山 明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	萩原 睦男君	副町長	梶野 寛丈君
教 育 長	小林 敦子君	総務課長	唐澤 正人君
未来ビジョン 推 進 課 長	佐藤 忍 君	町民生活課長	中島 淳 君
健康福祉課長	野村 義 君	税務会計課長	土屋 猛 君
農 林 課 長	佐藤 信利君	建設課長	清水 洋介君
上下水道課長	篠原 博信君	教育課長	萩原 喜隆君
会計管理者	矢野 今朝治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 本 田 昌 也 書 記 高 橋 里 香

開議 午前10時07分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。

ご多忙のところ、大変ご苦勞さまでございます。

さて、浅間山の山肌が白くなり、本格的に寒さ厳しい季節の到来となりました。朝晩には、道路が凍結している箇所もあるようです。師走の忙しい時期にもなりますので、議員各位におかれましては交通事故等に十分注意し、安全運転を心がけるようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

定例会最終日となりました。

本日は、委員会報告、一般質問等をお世話になるわけでございます。本日で全ての日程が終了できますよう、ご協力をお願いします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましては、マスク着用を許可します。

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは、初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

先日、千葉の幕張メッセで、食品の輸出EXPOというところに私も行ってまいりまして、海外のバイヤーですとか輸出関連企業あるいは商社の方々に、北軽井沢牛乳の売り込みに行きましてまいりました。牛乳のチルドでの輸出というのはまだまだ、ブルーオーシャン、未開拓の領域でございますので、どなたも興味深く私の話を聞き入れてくれたという印象でございます。

我が国はピーク時、恐らく1960年代ぐらいだと思うんですけども、42万戸の酪農家がい

たというふうに言われています。その後、減少の一途をたどって、とうとう昨年1万戸を割ってしまいました。減少に関しては歯止めの予定はもうない状況でありますけれども、我が町の酪農業の方々を見ますと、若手担い手が帰ってきて、一生懸命頑張っている姿を拝見しています。私は、将来、10年後なのか20年後なのか分かりませんが、今、踏ん張って、この産業をしっかりと守っていくことができれば、牛乳が長野原町の最大の宝物になるというふうに信じております。

今回、商談に行きまして、皆さんの声を聞いて、ふと思ったんですけれども、私も何年前から北軽井沢の牛乳のことを白いダイヤモンドというふうに称して、控え目に発信しておりました。新聞でもその言葉を取り上げていただいたこともありますし、今回の海外向けのパンフレットにも、その白いダイヤモンドという言葉を使っていただきました。

今後、皆さんと力を合わせて、大量の牛乳を海外に送り出すことがかなえば、白いダイヤモンドということ、胸を張って言えるときが来るのではないかという確信に変わったような気がしました。満州から引き揚げてきた方々が開拓をして築いた立派な産業でありますので、今度はパイオニア精神、それに負けないぐらいのパイオニア精神で、その白いダイヤモンドを海外に送り出したい、そう強く思いを新たにしたいところでございます。

議員の皆さんも、ぜひともそのあたりのところを理解いただきまして、ご支援、ご協力賜りますことを、切にお願い申し上げます。

さて、今日は5名の方から一般質問をお受けする予定でございますので、後ほどご指導賜りますことを重ねてお願い申し上げます、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は9名であります。

なお、1番、杉崎能久君より午前中の欠席届が提出されております。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、委員会報告であります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、土屋匡君。

〔総務文教常任委員長 土屋 匡君 登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 匡君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において審査した結果を報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和7年12月2日（火）午後1時15分開会
長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査結果

- (1) 受理番号10号 エアコン設置についての陳情
北軽井沢区長 十川寿雄
採択（30%補助）

4. その他

- (1) 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
議長へ申し出ることにした。

(2) その他

特になし

5. 閉会（午後1時50分）

以上、朗読をもって報告いたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長 牧山明君。

[産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇]

○産業建設常任委員長（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情について審査した結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 令和7年12月2日（火）午後1時40分

長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることにした。

2) その他

・建設課より陳情の進捗状況について報告を受けた。

・長野原観光協会より提出された陳情書取下げ書に産業建設常任委員会との情報交換会を実施したい申出があったことについては、開催時期等を見極め、実施する方向で進めていくことにした。

・農業団体への視察研修や意見交換会等の開催については、各委員が情報を集め、集まった情報を基に、必要に応じて委員会としての取組に発展させることにした。

・有害鳥獣対策について、町で実施している対策等の状況を確認した。

4. 閉会（午後2時26分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終結します。

◎委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会から会議規則第74条の規定により、配付のとおり申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、これより一般質問を行います。

今回、通告のありました質問者は5名であります。

◇ 浅沼克行君

○議長（黒岩 巧君） 通告順に一般質問を許します。

最初に、9番、浅沼克行君。

[9 番 浅沼克行君 登壇]

○9番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

長野原町の熊被害の対応について、お伺いいたします。

全国的に熊の出没が例年に比べて異常に増大しており、今年では市街地、そして人間の生活圏内に出没が社会問題となっています。それにより人間への被害も増えており、死亡者の数も今までにない人数となっており、被害者も多発しております。

長野原町においても、今までにない地域、場所での目撃が確認されています。人への被害はまだ確認されていないと思いますが、熊と遭遇しなかったことは運のよいことではないかと思っています。自然の中の動物でありますので、100%被害を防ぐことは難しいことかと思いますが、できる限り熊への対応をしていく必要性を感じております。

今後の町としての対応をお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

本年度、全国的に熊の出没件数が例年を大きく上回っており、特に東北・北陸地方では人的被害も深刻化しております。環境省の統計によれば、北海道・東北地方で全国の約3分の2の被害が集中しており、社会的な課題となっております。本県においては、過去20年間、出没件数はおおむね横ばいで推移しておりますが、本町においても今年10月には19件、11月には8件の目撃情報が寄せられており、例年にない頻度での出没が確認されております。

専門家によれば、出没の背景には温暖化による木の実の不作、狩猟者の減少による個体数の増加、さらには耕作放棄地の拡大による生育域の拡大など、複合的な要因があるとされています。特に、今年のように餌が不足する年には、住宅地周辺での目撃が増える傾向にあります。

現在、当町の対策として、児童生徒への熊鈴の配布による遭遇リスクの軽減、防災無線による目撃情報の迅速な共有、出没地域や通学路中心に警察、猟友会と連携した巡回の実施、野生動物安全対策講習会の開催及びリーフレットの全戸配布などの対策を講じております。

また、緊急銃猟制度の導入に伴う対応マニュアルの整備、捕獲者への装備・報酬支援、保険加入を実施しております。今後は、より抜本的な対策として、危険箇所における緩衝帯の

整備や専門家による生息域調査に基づく個体数管理の実施に向け取り組んでまいりますので、浅沼議員をはじめ議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ありがとうございます。

私は、9月定例会の一般質問でも緊急銃猟について質問させていただきました。今、町長の答弁の中にも緊急銃猟制度についてのお話もありました。それについても、ちょっと町としてのマニュアルといったことが決め手と思うんですけれども、お話しただけならありがたいと思っています。

そして、9月定例会の質問以降、熊の被害といったことが連日聞こえています。本当に、毎日開かない日はないような状況であります。群馬県におきましても、10月には沼田において営業中のスーパーの中に熊が出没して被害があったという話があります。そして、最近には沼田駅のトイレにおいて被害があった。ちょっと普通では考えられない状況であるなどというふうに思っています。

群馬県内でもそのほかにも各事例がありますが、特に、今、町長が言いましたように、北海道、東北、甲信越といった地域を中心に、被害が多発しているような状況だと思います。

そして、そういう中で、この3か月間の間に国、政府も被害対策パッケージといったようなものを作成して、駆除活動の支援のために陸上自衛隊を依頼し、秋田県にこれを派遣したというような状況もあります。そして、それとともに、警察官がライフル銃を使用して、熊を駆除するといったことも可能となり、こういったことは今までは考えられない状況であるなどというふうに思っています。今までですと、熊の駆除といっても猟友会中心というような状況で、まるきり猟友会頼みというような状況で、その全ての状況が個人が責任を持たなければならないといったような状況が今まであったわけです。

現に、北海道におきましても、数年前、熊の駆除をした方が、熊を駆除したんですが、その銃弾といったものが別に被害を与えたわけじゃないにもかかわらず、その先に人家があったということで、銃を取消しになったといった例があります。それも現在のところ裁判中で、最高裁まで進んでいるような状況があるそうでございます。そういった今までの状況では、猟友会もとても怖くて、駆除対策には協力できないというような声が多々あったと思います。もちろん私も猟友会会員でありますので、いろんな方からそういう話を聞いています。町長ももちろん猟友会会員であります。そういう中で、分かっていることだと思っています。

そして、先ほど町長もおっしゃいましたが、このような被害が深刻な要因としては、

やはり自然の中のブナ、ナラのドングリの実が不作といったことが、もう一番の最大要因であるなというふうな気はします。

しかし、それとともに、飢えた個体、熊が市街地に現れて、その中で餌をあさる。そういったことが、これからの熊の生息状況を変えてしまう可能性もあるのではないかと思います。現に、動物園の中の熊は冬眠しない。これはなぜかという、栄養が足りているから冬眠しなくても大丈夫なんだというようなことが言われています。

そのような状況になりますと、これからもやはり熊が市街地に現れてくる。市街地で物を食べるといったことを学習してしまう、そういった状況になってくるのではないかと思います。ということは、来年以降も、そういった市街地に出てきた熊がまた出てくるといった可能性が非常に高いのではないかと思います。やはり現状を鑑みますと、市街地に出て来た熊は駆除していかないと、いつまでたってもこれは駄目じゃないかなというふうに私は思います。

そういったことを鑑みて、これからも熊の駆除といったことは、ある程度法制化されてきましたので、そういったことをぜひ、町、そして猟友会、警察、国はもちろんです、そういったことから適正な数にしていくことが私は必要なことだなというふうに思います。ぜひ、そういったことを町としてもできることをやっていってほしいというふうに思います。

よく言われているのが、柿、栗、そういったものに熊がつく、そういったことはあります。そういったものの伐採とかできることは、生ごみに対しまして屋外に放置しない。こういったことも最低のできることかなというふうに思っていますので、ぜひともそういったことも、町が積極的に地域の方々に推進していってほしいというふうに思っていますので、今後とも町の努力をよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

前回、9月のときも申し上げましたけれども、緊急銃猟のことですね。

現時点での困が出しているガイドライン、また、私も改めて読み返させていただいたんですけども、恐らく市街地での発砲、まさに緊急銃猟を私が今の時点で許可をするということはずまいと思っています。ただ、かなりのレアケースですけども、住民が危機的状況に陥りかつ緊急銃猟の条件が整ったときなどのいざというときに、長野原町は、緊急銃猟できませんという状況だけはつくりたくありませんので、先ほども申し上げたように準備はもうしっかりしておりますし、今の段階でそういう事態が発生したとしても、緊急銃猟を私が

指示をできる状況になっているということだけのご理解いただきたいと思います。

あと、これも前回のときに申し上げさせていただきましたが、銃での駆除、個体数管理は大切なことだと思いますけれども、やっぱり個体数を管理するのは、これはちょっと私の恥ずかしい話ですけれども、かなりの専門的知識のある人間を僕は雇ったほうがいいと思っています。それほどの知識が我々にないということを言ってしまうようなことなんですけれども、まずはそのあたりも考えたいというふうに思っています。

それと、銃での駆除を考える以前に重要なこと、もっと町民の中で重要なことというのは、例えば熊に遭遇してしまったときにどういう対応を取ればいいのか、はっきりと分かっている人って多くないと思うんです。そもそも熊に遭遇しないためにはどうすればいいのか、そういうこととかさっき出ましたね、ごみの話、いまだにごみというのは当日の朝に出すことに町では決まっていますけれども、前日の夜に出してしまう地区というのが散見されます。なので、対応ですとか準備だとか、どういうことをしていったらいいのかということを書いた冊子を来年度、早急に作って、全戸配布していきたいというふうに思っています。

そういう小さなことでも、一つ一つの行動とか意識の醸成が非常に重要だというふうに私は考えています。まさに来年度はそういった意識や行動を変えていくような、これは熊に限らず、鳥獣害、動物たちとどう向き合っていけばよいか。そういうこともその冊子には盛り込んで、全戸配布をさせていただきたいと思っています。

あと、猟友会、これは私も感じておりまして、民間人、猟友会というふうについて銃を取り扱っていると言っても、あくまでも民間人ですから、その民間の方が、例えば、人に危害を与えるようなことがあっては、その人の人生を奪うことにもなりますので、そのあたりの制度というのは町独自ではつくることはできない、ガイドラインを町独自で設定することはできませんので、そのあたりのところも上部機関、国や県に、猟友会員としても、町長としても声を上げていきたいというふうに思っていますので、ぜひとも、大先輩の浅沼議員にはご指導をよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ありがとうございます。

いろんな話が町長の中から出ました。体制づくりをしていく、そして専門的な方の雇用といったことも考えているということ、そして熊の詳細を書いた雑誌といいますか戸別配布を行うというようなこともありました。確かに、町ができることは限られたことしかないとい

う気が私はしています。

そして、そもそもの話なんですけれども、これだけ、何で熊が増えてしまったのかという点をちょっと考えてみますと、国の熊の保護政策、そういったものが今までずっと続いてきたものだというふうに私は思っています。実際問題は、猟期というものが11月15日から2月15日まであります。そういう中においても熊は保護自粛する、そういった方向性を国は出していたんですね、ずっと今まで。それで、急にこういう被害が出てきたから対策をやっている、そういったことが現状ではないかというふうに思っています。現に東北地方におきましては、春の出熊猟というものが今まではるか昔から行われてきたんですね。そういったものもできなくなってきたような状況があります。

そして、これは熊じゃないんですけれども、鹿ですよ。北海道においてエゾジカが非常に激増している。食害がかなり激しい状況にあるのが現状だと思います。これについても、雌鹿は禁止だという方向がずっと出てきた。そういう中で、被害が出て来たから、じゃ、雌も雄も一緒だよというような状況になって、場当たりの対策をしているのが現状かというふうに思います。

確かに、国が自衛隊とか警察とかを出動してもらってやるということはいいことだと思います。しかしながら、じゃ、その方々が現場で熊を捕獲するといったノウハウがどれだけあるのかなということは、私は疑問に思っています。1年や2年で、そういったことを会得できるものじゃないというふうに私は思います。現在の猟友会の方々は、何十年の経験してきた中での狩猟、駆除といったことをやっているのが現状です。

そして、やはり、町長が言いましたが高齢化、これはもう避けて通れない問題だと思います。60代、70代の方が中心で現在やっているのが現状です。ぜひともガバメントハンターというような方向性も現在出ています。長野原町においても、そういった意味で、何名かの方が受けてくれているような状況があって、長野原町におきましても、若い方がぼちぼちと増えているような状況です。

そういった中で、狩猟免許を受ける方も今までに比べて数倍も受ける方がいらっしゃるといったことで、そういったことは先行きを見れば非常にいいな、頼もしいなという気がしています。ぜひともそういった意味で、役場の中でも受ける方がいれば強制じゃないですけども、受けてもらって狩猟免許を取ってもらう。そして、何年かすれば、だんだんプロフェッショナルになりますから、そういった育成も今後考えてもらいたいと思います。

それとともに、ちょっと話のあれで忘れたんですけれども、電牧柵、電気柵、これについ

では今も町から補助金を出していると思うんですけども、こういったものを今まで以上に拡充していただきたいというふうに思います。とにかくやはり熊の生息する山の地域、それと人間が住む市街地とのすみ分けをはっきりできるまで、こういったことを進めていかなければならないものだと思います。そんなことをぜひ、今後とも町当局はできることをよろしくお願ひしたいと申します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

個体数の管理が最初だったかな、話があったと思いますが、個体数は増えてきたからやたらめったら、じゃ、撃って殺せばいいのかということ、多分それもまた違うんだらうと思います。さっき、エゾジカの話が出ましたけれども、当町長野原町においても、私が子供の頃はニホンジカなんて見ることは全くなかった、ほぼゼロでしたけれども、最近、夜、車を運転すれば、遭遇することのほうが多いような、それほど増えてきております。

熊も恐らく個体数が増えているんだらうと思います。弱い熊が人里のほうに出てきてという話も聞いたことがあります。例えば、猿なんかの例を取ると、猿は群れをなして社会をつくって動く猿ですけれども、猿をボスというかそれを撃ってしまったとすると、その社会のバランスが崩れて、より人間に危害を加えるとか、そういうこともあり得るらしいです。

これは、私は文章で読んだ知識なので何とも言えませんが、なので、先ほどガバメントハンターという言葉がありましたけれども、来年度はそれをハンターとして雇うかどうかは別として、最低限狩猟免許を持っていて、経験もある専門的な知識を持った人材を雇いたいというふうに、今、検討しています。目ぼしい方も既にいらっしゃるんですけども、来年4月から雇えるかどうかというのは別として、そこに力を注いでいきたいと思っています。

でも、どうしても財政規模の小さい町ですから、何人もガバメントハンターとして雇うなんてことはできませんので、まずは、専門知識のある人を1人雇用して、その人間を中心に先ほど浅沼議員も言っていましたけれども、町の猟友会の方との連携も深めていくということがいいのかなというふうに思っています。

長野原町の山や動物、あるいは銃猟に関して一番知識を持っているのは、やはり議員のおっしゃるとおり猟友会の皆さんだと思います。ただ、今現在の猟友会の皆さん、仕事も持っている方も多いですし、その方に役場の常勤職員になってもらうというのは、ちょっと現実

的ではないと思うんですが、今、国からお金を出してくれる集落支援という制度もありますので、例えば月に1回ですとか、緊急事態があったときだとかいうのは、それ相応の報酬を猟友会の皆さんに出して、非常勤的に協力をしてもらうという体制は構築するのは難しくないんじゃないかと思っています。

先ほど申し上げた、専門的な知識を持った、町が正式に雇った職員をその仕組みづくりにも奔走してもらおう。そういう手法を考えれば、考え方もやることもかなり幅広く広がっていくんじゃないかというふうに思っています。まずは、職員の獲得に力を出したいと思っていますので、ぜひとも、議員のほうからこういう人がいるよとか、そういうのがあればご紹介いただきたいと思っています。

それと、さっき電牧柵の話とかありましたけれども、前回の議会で浅沼議員も一般質問があったんですけども、湯本議員からも一般質問を受けて、来年度の補助金は鳥獣害被害だとかその対策だとか補助金、かなり大幅にアップさせて、3月議会に用意させていただきますなんてお約束をさせていただきましたけれども、それはもちろん変わりなく、例えば、具体的に言うと、議員は猟友会のメンバーでありますので、猟友会の皆さんの負担を軽減する。例えばですよ、私が考えているのは、毎年、狩猟免許を浅沼議員も取っていると思うんですけども、毎年毎年、狩猟登録するときに3万円ぐらい払っていますよね。これは結構な負担になると思うんです、若手の人間なんか特に。その中には会費とかも含まれてはいますけれども、保険料とかというのも含まれておりますので、その保険料の部分だけでも町が負担をするだとか、そういう考え方は簡単にできるんじゃないかと思っています。

先ほど議員が言った電牧柵に関しても、今、電牧柵の補助金を出しているのは農業者に限られています。それを一般町民の皆さんにも拡充していくとか、そういうことは容易に考えられるんじゃないかと思えます。

いずれにしても、3月までにまだ時間はありますので、少し精査をさせていただいて、3月議会までに用意をさせていただきたいと思えますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

ちょっと今日、午前中休んでいるんですけども、杉崎議員も狩猟免許を取得したというふうにお聞きしました。そのように、議員の皆さんが頑張っているという姿を町民に見せていくというのは、非常に素晴らしいことだと思いますので、前回の議会では浅沼議員にリーダーシップを取って下さいみたいな話をさせていただいておりますけれども、それは冗談でも何でなくて、長年猟友会を務めている浅沼議員にもぜひともリーダーシップを発揮して

いただいて、町にご協力いただくことを心からお願い申し上げて、答弁とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、5番、星河明彦君。

〔5番 星河明彦君 登壇〕

○5番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて、若者・子育て世代の住宅支援について質問をさせていただきます。

長野原町がこれからも持続可能で、若い世代が住み続けたい町となるためには、住宅政策の強化が不可欠です。現在、町営住宅は所得に応じた家賃設定となっており、結果として民間アパートより家賃が高くなる逆転現象が生じています。若者・新婚・子育て世帯の定住促進のために、住宅政策全体の見直しが求められます。若者・新婚世帯、子育て世帯の定住を促進するため、家賃補助制度の導入や新築・中古住宅取得への補助金制度の創設が必要と考えます。

若い方たちが長野原町で子育てしたいと思える環境整備は、人口減少下でも最も重要な施策の一つです。今こそ住宅政策を総合的に見直し、町の未来を支える施策へと転換するべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

長野原町の将来を担う若者・新婚世帯、子育て世帯の皆様が安心して暮らし続けられる環境を整えることは、人口減少が進む中で最も重要な課題の一つであると認識しております。

現在の町営住宅制度につきましては、公営住宅法に基づき所得に応じた家賃設定を基本としておりますが、結果として民間アパートより高額となるケースがあることは承知しております。

こうした課題に対応するため、当町では町外から転入する中学生以下の子供がいる子育て

世帯を対象に、一世帯当たり100万円を交付する移住支援金支給制度を開始し、賃貸・購入を問わず定住促進を図っております。

さらに、若者・新婚世帯、子育て世帯の定住促進を図るため、家賃補助制度の導入に加え、新築・中古住宅の取得を支援する補助金制度も町への定住を後押しする有効な施策の一つと考えますが、町としては、国や県の制度との連携を図りながら、財政状況や公平性の観点を踏まえつつ、持続可能な形での制度設計を検討してまいります。

今後は住宅政策を単独で考えるのではなく、子育て支援、教育環境、雇用の確保などと総合的に組み合わせ、若い世代が長野原町に住んで子育てしたいと思える町づくりを推進するとともに、町の未来を支える世代のために、持続可能で魅力ある住宅政策への転換を検討し進めていきたいと考えておりますので、星河議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） まず、町外からの転入の補助制度については、これはもう知っております。それではなくて、まずは私がこの質問をしようと思ったのは、町内に住んでいる方が、例えば、結婚を機に新たにアパートを借りようとか、どこに住もうかとか検討している中で、町内を見て本当は町営住宅に入りたいんだけど、今の収入からいうと家賃が高くなっちゃうなどということで、結局は町外へ出ていってしまうという現象があるんですね。ですから、まずは町内に住んでいる方が転出しないような施策を取らなければいけないじゃないかなというふうに思って、今回、質問させてもらいました。

公営住宅法、私は最初、分からなかったんですけども、いろいろ教えていただきまして、それは法律だから理解はするんですけども、納得はできないということです。ただ、私たちの範囲の中では手の届かないところですから、町に、先ほど国・県と連携して制度設計していくとありましたけれども、それはもう別途として、簡単な話ですよ。町の若い方、例えば、新婚・子育て世帯の方には家賃、月々、例えば1万円補助しますとか、そういう制度を町単独でつくってあげればいいんじゃないですかということでお伺いをしました。これは、借りている分、それと住宅購入に関しても、例えば50万円補助しますとかいう制度をつくらせてあげればいいんじゃないかというふうに考えたんですね。これは、例えば、概算ですけども、やったとしても何千万円という予算にはならないと思います。何百万円単位の予算でできることであれば、十分捻出できるんじゃないかというふうに思いましたので、質問させていただきました。

どうですかね、町長。町として、新しい補助制度をつくってあげるといのはいかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員のおっしゃるとおり、町営住宅に暮らしている方の収入が増えると、公営住宅法の変動家賃制度に基づいて家賃が高くなっていきます。問題は、家賃が高くなることではないと思います。これはもう法で決められていることなので、法律違反をするわけにはいきませんし、そもそも公営住宅法による町営住宅というのは、弱者を救済することが大きな目的でつくられているものです。ですから、町営住宅に入ることのできた人間というのは、一定期間その最大限の利益を享受できたはずです。ただ、時間がたつにつれて、給料が増えてきてしまって、出ていかななくてはならない状況に陥ることを考えると、我々の人居時の説明責任というのは、今以上に重くなっているような気がします。そこでしっかりと将来のこと、将来のライフステージも含めて、我々は説明をしなくてははいけない。営業マンとしてぐらいの思いで、説明をしていかななくてははいけないという時代になってきているんだと思います。問題なのは、収入が増えてきた町民の方が出ていくときの次の住まいが、この長野原町に適切な住まいが少ないということなんだろうと思います。

先ほど家賃の補助をしたらどうか。それも今回、質問としていただきましたので、正面から向き合って検討させていただきたいと思います。ただ、その子育て世帯とかそういう方だけだったら、私は試算していませんけれども、何千万とかでいけるのかもしれないけれども、じゃ、高齢者の方はどうなんだろうとか、そこをおろそかにしていいのだろうかとかいう思いにどうしても町長であると思ってしまう。なので、そのあたりを組み立てていくには、慎重にやっていかななくてははいけないのではないかとこのように思います。

例えば、町営住宅に関して、やるかやらないかは別として、何ができるかということを少し話させていただきたいと思いますが、どこの町営住宅かと言ってしまうと、影響が出てしまうので、具体的なことは言わないですけれども、長野原町の町営住宅の中には入居の募集をしても全く入居者が入ってこないという住宅があります。特に、古い町営住宅なんかはそうなんですけれども、それは国に申請をすると、目的外で使わせてくれという申請をすると認めていただける場合があります。特に、古い町営住宅なんかは。それをやって、公営住宅法に絡まない家賃設定をしたりだとか、移住者に使ってもらうだとかいう考え方はあるかと思いますが、そのあたりのところは試していきたいと思います。

もっと言うと、公営住宅法に絡む町営住宅が、長野原町という自治体が造る町営住宅と

いうのはそれがほとんどだと思うんですが、公営住宅法に絡む町営住宅を造ると、かなりの大金を国から補助を受けられるからそうなっているんだと思うんですけれども、その頂いた補助金を返還すれば、自由に使う住宅にはなるんです。それをやるかと言ったら、僕はやらないとは思いますが、だったら造った方がいいんじゃないかという考えになるんですね。何千万も返さなくちゃいけない、当然。そうした場合、ちょっと具体的なことは言えませんが、例えば、長野原草津口駅の前にはある程度まとまった町有地がありますので、そこに5階建てぐらいのマンションを建ててしまおうとか、子育て世帯用とか、例えば、応桑・北軽井沢には結構広い土地がありますので、畑付きの戸建ての町営住宅を建ててしまおうとか、そういう考え方のほうが夢や希望が膨らんでいくんじゃないかというふうに思います。そこに格安で住んでいただくという形のほうが、何となく僕は夢のある施策になっていくんじゃないかなと、今の時点で思っています。

ただ、今回、とてもいい質問をいただいたので、さっきも言ったように、しっかりと向き合って、どういう設計がいいのかというのは、関係課としっかりと協議させていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） では、前向きに進めていただくということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

群馬県もそうです、町もそうですけれども、移住者に対する補助制度というのはいっぱいつくってありますが、今住んでいる方に対する補助というか、助けてあげるといってはちょっと少ないような気がしますので、そのところに力を入れていただければというふうに思いました。

私は議員になって初めて質問したのが、林の町営住宅のことだったんですね。今日で最後になってしまうんですが、最後のしめも住宅の質問で終わると。しかも家のプロである、営業マンのプロだった萩原町長にお伺いするというので、最後に質問ではないですけども、ぜひ今回、お願いになりますけれども、こういったことを前向きに進めていただければというふうに、願ひまして終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ありがとうございます。

ちょっと余計なことも話すかもしれませんが、星河議員のおっしゃる家賃補助など

の制度を創設することも一つの大きな考えだと思います、確かに。補助金や子育て支援が手厚い自治体が、やっぱり一部の方々に選ばれるような時代になってきています。その結果、何が起きているかという、自治体間における過激な価格競争やサービス合戦が繰り広げられるようになっていきます。星河議員がおっしゃるように、吾妻郡内でも中之条町や東吾妻では、現在住んでいる方が住宅を取得しようとしたときに補助金を出していますけれども、当町も含めてほかの4町村はその制度自体ないとか、もっと言うと、さっき移住者に対して長野原町は全員に100万円出しますと言っていますけれども、それは恐らく郡内、県内でも群を抜いている施策だと思います。

確かに、補助金や支援が手厚い町に心が動くというのは、正直私も分かります。しかし、それがいい町づくりなのかと問われると、それはちょっと12年間、町長をやってきて、疑問が残ります。町づくりは、よい町イコールお金という単純な数式ではないと私は思っています。もっともっと複雑な方程式のようなもので、例えば、Xには美しい自然環境が当てはまったりだとかYには人の温かさだったり、役場職員のホスピタリティだったりも当てはまったりするものだというふうに信じているというか、そうであってほしいと思っています。

私が言っているのは、きれいごとや理想論なのかもしれませんが、ただ、先ほど営業マンというふうにおっしゃってくれましたけれども、価格競争で勝負した場合、確実に言えることが一つあります。長続きしません。それよりも、長野原町の魅力上げる仕事に注力していくべきだと僕は思います。

魅力を上げるというのは、どういうことなのかというと、例えば、LCAを誘致したこと、夏、冷涼な自然環境があるということを積極的に発信していくこと、これはそういうふう当たるのだと思います。逆に、長野原町にないこと、飲食店やショップが近くにあるとか高校や大学に通いやすいだとか、多分それも魅力の一つで、家賃が高いからだけでなく、そういうことを求めて出ていく若者も、長野原町には大勢いるということもあると思います。でも、それを求めても難しい。不可能ではないと思いますよ、ただ、でも長野原町に大学つくったり、モールをつくったりということは現実的ではないと思っています。でも、長野原町のことを大好きだという方、たくさんいると思いますし、長野原町ができること、長野原町でできること、そういう魅力づくりをこれからもやっていきたい、やっていくべきだというふうに思いますので、ぜひとも星河議員にご協力いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分に再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、次に、10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

今回の質問事項は、産後ケアの自己負担をなくすなど切れ間ない子育て支援の充実をということで、質問をさせていただきます。

1点目として、産後ケア事業について、高崎市ではデイサービスの自己負担をなしにしています。当町も高崎市同様に自己負担なしにすべきです。

2点目として、町子ども園の保育サービスの保育認定について、親が第2子、第3子の分娩に備えて産休に入り育休を取るようになると、第1子等の保育が受け入れてもらえなくなることが問題となっています。保育認定の条件を緩和すべきです。

1点目、2点目について解決することにより、子育てするなら長野原町でということを取り組んできている当町で、隙間ない子育て支援の充実を目指すべきだと思いますが、町長及び教育長のお考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の1点目のご質問にお答えいたします。

本町の産後ケア事業における自己負担額につきましては、これまで事業費2万5,000円の

うち原則2,500円を利用者の皆様にご負担いただいております。しかしながら、本事業は産後の心身の負担軽減や育児不安の解消など、母子保健の観点から非常に重要な役割を担っていることから、より利用しやすい環境を整える必要があるというふうに認識しております。

ただ、4か町村で行っている事業でございますので、各町村の実施状況等を確認し、大きな差が生じないように配慮しながら協議を重ね、今後も産後のご家庭をしっかりと支援できるよう、事業内容の充実と利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと思います。

2問目に関しましては、これは教育長が答えるのが適していると思いますので、教育長に答えさせていただくことをお許しください。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 教育長、答弁願います。

教育長。

〔教育長 小林敦子君 登壇〕

○教育長（小林敦子君） 牧山議員の2点目のご質問にお答えいたします。

長野原町では、子育てしやすい町、また、生きる力を育む町として取り組んでおります。

現在こども園では、3歳児から5歳児までの園児は、保護者が産休、育休であっても1号認定に切り替えることで、毎日9時から13時30分まで幼稚園教育を受けられる、そして、毎日通園しております。下の子のお子さんの出産・育児に集中できる環境を整えております。

産後の母親の健康と乳児の愛着関係を構築するため、また、乳児がたそがれ泣きをする大変な時期に、1歳から2歳のお子さんが上にいるご家庭には、こども園で産前産後の8週間を無償でお預かりしております。

産前産後8週間の期間が過ぎた後は、保護者が職場復帰までの間、1歳から2歳までの保育部のお子さんについては、お母さんと一緒に家庭で過ごせるように配慮しております。しかし、お母さんの産後の体調不良、また、お子さんの特別な支援が必要な乳児などの場合、預けられるところが必要であると考えております。

議員のご指摘のとおり、産前産後の支援は一過性のものでなく、切れ目なく継続されることが重要だと考えます。本町といたしましても、制度の柔軟な運用や要件の見直しを含め、母子共に安心して子供たちを育てやすい環境づくりを進めてまいりますので、牧山議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 答弁ありがとうございます。

今回、この質問をするに当たり、福祉病院の助産師さんの協力を得まして、若いお母さん

方がどのようなことを求めている、どのような悩みを持っているかということをお願いいたしました。そういう中で、やはり産後ケアというのは、非常に妊産婦さんにとってありがたい制度でありまして、出産後4か月以内7回というのが要綱になってはいますが、7回全部希望する人が多くて、その希望にやっぱり沿っているわけなんですけど、去年まで利用料、自己負担は1,000円だったんです。今年からそれが2,500円に上がったということが、結構、負担感が大きいんですね。後にちょっと紹介させてもらいたいと思うんですが、県内では高崎市がいち早く無料ということを出してまして、また、産後ケアをやるところの条件にもよるんですが、最長1年まで期間を延ばして7回というのは変わらないんですけども、そういうふうになっています。

また、保育のほうなんですけど、今、教育長の答弁にもありまして、かなり長野原町は配慮されていると思うんですが、一時保育になるので、最大で月14日までということになっています。それと、1日当たり幾らという利用料がかかってくる。この辺がお母さんたちにとっては負担感が大きい。仮にの話なんですけれども、これをさらに一週間延ばして月21日ぐらいまでやってもらえるということになれば、かなりお母さんたちは楽になると思います。かつてのように大家族で、近場に代わりに面倒を見てくれる人がいれば条件も違うんですけども、今はやはり核家族化が進む中で子育てということになりますので、こういうところで公的支援が充実されるということが求められていると思います。そういうことも含めて、できるだけ早期に高崎市並みの無料にして、保育のほうも受入れ条件をさらに緩和して、隙間のない子育てができるような条件をそろえていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ありがとうございます。

産後ケアの無償化はやらせていただきます。ただ、議員もご存じのとおり、私は長野原町の町長であると同時に、西吾妻福祉病院の管理者でもありますので、これは草津、嬭恋、中之条の方々にもかなりお世話になっている部分がありますので、抜け駆けという形にはしたくありませんので、4町村のオーソライズを取った上で、これは進めさせていただきたいと思っております。

その7回ということも、年数になるのか回数になるのか分かりませんが、ニーズは本当にたくさんあるサービスだと思っていますので、その回数の改善を検討するとともに、どうでしょう、私の妻のこととかを考えると、以前の経験からいくと、デイサービスもそう

んですがショートステイとかも実は産後、必要なことではないのかなというふうに、容易に想像できますので、そのあたりを検討することも、もう既に支持を出しておりますので、一番重要なのは4町村でオーソライズをしっかりとさせた上で、ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 牧山議員の2つ目の質問にお答えいたします。ありがとうございます。

いろいろなお母さん方が悩みがあるんだなということが、さらによく分かったなと思えます。そして、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、長野原町の何でも制度をよくすればいいというのは違うなと思っております。ですから、子供たち、また母親がどのようにお互いにいい環境で子育てができることを私は常に考えていたつもりです。今、質問の中で、お母さん方を中心に考えている質問が多かったんですけども、私はぜひ子供側に立って、ちょっと皆さんに聞いていただきたいと思っております。

下の赤ちゃんが生まれる時期は、上の子が1歳半から2歳、3歳になったお子さんが多いです。そして、初めてお兄さんやお姉さんになります。ですが、初めてお兄さんやお姉さんになることで、とても子供たちは戸惑っております。お母さんを取られてしまった、お姉さんやお兄さんになるのが嫌だという思いがあります。

こども園に通園して、園に預かっている3歳から5歳の子供たちは、そういう時期を通り越しますのでいいんですけども、2歳ぐらいの子供さんはすごくそういった気持ちが強いです。そして、園に預かったとしても赤ちゃん返りということで、すぐにぐずぐず言ったり、今までやれていたこともできなくなってしまう子供さんがいます。

また、この頃は自我が目覚めて自分でやりたい気持ちがすごく強くあります。特に、お母さんに褒めてもらいたいという気持ちがすごく目覚めます。その頃、お手伝いを喜んでするようになって、そして子供たちとの関わりがとても大切ですけども、人間として初めて自己肯定感が育つのもこの2歳ぐらいです。初めて自分が自信を持って生きる第一歩の時期とされ、このときの愛着が思春期につながると言われております。

この時期ならではの発達の特徴を皆さんに知っていただいて、せっかく今はとてもいい制度で産休、育休が2年、3年とあります。そのときに子供さんと一緒に、生まれてきた赤ちゃんの世話をしたり、そして赤ちゃんをあやしたり、こども園に行っているとお母さんは何

をしているんだろう、赤ちゃんといいことしているんじゃないかなみたいな不安がありますけれども、一緒に2歳をお母さんと過ごしますと、お母さんとの温かい時間というのがこの時期うまくいやいや期といいますか、寂しい思いをうまく乗り越える、お母さんの力によって乗り越えることができる時期でもあります。

また、こども園の職員もお母さんの代わりにたくさん喜びを味わいます。靴下が自分ではけるようになった、スプーンを持って自分で給食を食べるようになった、歩けるようになった、おむつが取れた。お母さんに代わって人生の初めての記念すべき出来事を全て保育士が味わいます。でも、先生方はいつもこのときのこの感激をお母さん方に、お母さんたちに一番味わってほしいといつも言っています。しかし、今、牧山議員がおっしゃったように、それぞれお母さんが安心して、子供たちの産休をすることがいいと思うと思うんですが、子供側からしますと、すごく重要な大事な時期だったということをちょっとでも伝えていただけると、本当にうれしいと思います。

しかし、この時期はとても母子も大変ですよ。それぞれの産後のケアというのは本当に大変です。本当に安産の方もいますし、その後の産後のとても大変な人もいますので、そういうことも思いますと、また子供も保育器に長く入っていると、それから大変な人もいますので、子供さんがおりますので、そういったケアもしっかりしていかなければいけないと思いますので、その制度とかもしっかりその場、そのとき、その子、その親に合った支援をしていきたいと思っています。

なかなか親の考え方と、また子供が今の育ちというのもしっかり両方理解していただくと、長野原町は、これから10年、20年としたときに、しっかりした心の安定した子供が育って、長野原町のために生きていただけるんじゃないかなということを思いながら、子育てを支援しているものです。ぜひ、そんなことも分かっていたらありがたいと思います。今日は牧山議員にとってもいい質問をしていただき、こういったことを皆さんにお伝えできるチャンスをいただきありがとうございました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 教育長の答弁は、非常に納得のいくところも多くありました。ありがとうございます。

今回、ほかの自治体の産後ケアのデイサービスの部分だけどんなふうになっているのか幾つか調べてみました。

高崎市は先ほど言ったようにゼロ円です。太田市は1回500円、伊勢崎市は2,000円なんです。まちまちなんですよ。渋川市は特に値段は書いてないんですけども、利用した後で1回につき上限2,500円を市が助成するという制度、前橋市1,600円、吉岡町が1,600円から2,000円となっています。沼田市が支払った利用料金に対してやはり2,500円を上限に市が助成するということになります。みなかみ町が2,000円で、5回まで上限2,500円でまちが助成するということになっています。ある意味、傾向としては、負担をできるだけなくすということにしているかなというふうに思っています。

もう一つ、健康福祉課で調べていただいたんですが、令和5年度に吾妻郡内、高山が入っていないんですけども、高山を除いたほかの5町村の出生数の合計165なんです。長野原町12となっているんですね。12というのは、私たちの同級生が多分長野原町で100人から110人ぐらいたしかいたと思うんで、当時の10分の1という状況です。やはり、こういう状況というのは、結構、今後この地域のことを考えたときに厳しい状況かなというふうに思います。

少しでも、この町で結婚して子供を育てて、このまちに定着する人を増やしていくという事はいろんな条件をそろえていかないとできない。地場産業の振興、後継者をきちんとつくっていくという地道なこともやっていかないと、外から人を呼び入れるというだけではとても維持できる数ではないというふうに思っております。

そういうことも含めて、やはり今、町村段階では負担をなくすということを出しているところはまだないので、ぜひ町長に頑張ってもらって、吾妻でまずそういうことをやっていただけるかと思うんです。少しでも、子育てをする人の負担を減らしていくということは重要なポイントかなと思っています。

それから、先ほどの教育長の答弁の中にもありましたが、この子育て、保育という中で、非常に重要な時期だということ、1歳、2歳、3歳ぐらいまでというのは大変よく理解できました。ただ、お母さんに余裕がない、そこに加えて、例えばお父さんが育休を取れて一緒に加わるということが現実的に可能であれば、かなり解決ができると思うんですが、職種によって多分育休を取れないというのが、お父さんが育休を取ることができないというのが結構多いんじゃないかとまだ思っています。

そういうときに、今後、やっぱり必要なのは、例えば、社協とかがヘルパーの派遣とかという制度をつくってもらって、必要に応じてお母さんが子育てをしている家庭にヘルパーの派遣ができるような制度を整備してもらおう。そして、そのお金も一定限度、自治体が支援するということが、やはり隙間のない子育て支援につながるというふうに思います。そういう

ことも含めて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） さっきやると言っちゃっているんで、何を言ったらいいのかなという感じなんです。周産期医療に特化している話だったものですから、今の思いだけを少しだけ話をしますと、周産期医療だけではなくて、吾妻郡全体の医療体制を維持していくことが、これからもっともっと厳しくなっていくことが容易に想像できます。これはもう長野原町単体で考えることではない、吾妻郡全体、もっと広いところなのかもしれません。吾妻郡全体の町村や医師全員で、膝詰めの協議をしなくてはもう持ちこたえられないんじゃないかと思っています。

なぜならば、私町長になって12年間、西吾妻福祉病院の事務組合の管理者も務めておりますので、これは本当に町民の皆様にも見えていないし、分かってももらえていないですけども、西吾妻福祉病院に対する評価も本当に厳しい評価しかいただいておりませんので、ここで言ってもしょうがないのかもしれませんが、私が西吾妻福祉病院にかけてきた時間とか労力というのは相当なものがあるというふうに今振り返っています。

でも、今この時点で、西吾妻福祉病院がこういう形で継続できているということは、これは本当に奇跡に近いことだというふうに思っています。私も病院のスタッフの皆さんにも院長にも、かなり厳しい指示や行動を促してきていますけれども、あらゆる困難を共にこれまで乗り越えてこられたということで、病院の皆さんには本当に、この言葉が届くかどうか分かりませんが、この場で心から感謝申し上げたいと思っております。これからが本当の正念場だと思います。

ぜひとも、牧山議員をはじめ議員の皆様全員の、町にもう求めるだけではなくて、同じ士俵でご支援とご協力をいただくことを、切にお願い申し上げて答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） ありがとうございます。

先ほど子育ての支援ということの、新たなヘルパーさんというのが今出ましたけれども、そういうことを思いついていなかったのも、とてもいいことだと思ってお聞きしておりました。子育てを経験して下さっている方々とか余裕のある方とか、そういった町の方々が、そういった支援をして下さる方がいれば、本当にそれは隙間がなくなるかなと思いました。子供は自分である程度その大切な時期を見て、そのときに、今、たそがれ泣きと言うんで

すけれども、意味もなく泣く時期というのはとても大変なんですよ。でも、子供にしてみると、赤ちゃんがお腹にいるときはへその緒から呼吸したり二酸化炭素を排出したりしているんですけども、それが出た瞬間に、自分の力でその呼吸をしたり、二酸化炭素を排出したりということがなかなかできない。そして、何かを飲んだり食べたりするときに、その期間を苦しい、苦しいということで泣くということもひとつ考えられておりますので、そこが終わるときというのは、5か月、6か月ぐらいになりますと、人間として生きる臓器というのがきちんとなってきますので、食べても具合が悪くなくてもあまり泣かなくなるということが伝えられていますので、そういったことのある程度ベテランの方々が、初めてのお子さんとか若い方は、先ほど言った移住してきてくださっている方なんかは、なかなかおじいちゃん、おばあちゃんもいらっしゃらないし、親戚の方もいらっしゃらないので、本当に大変だなとは思っております。そういったヘルパー制度というのものもあるといいなと思いました。すばらしい意見をありがとうございました。今後もよろしくお願いします。

◇ 湯 本 宗 一 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、2番、湯本宗一君。

〔2番 湯本宗一君 登壇〕

○2番（湯本宗一君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問いたします。地域医療の課題及び支援体制について伺います。

創立以来100年以上にわたり、地域医療の中核として多大なるご尽力をいただきました長生病院が、10月31日をもって閉院となりました。これまで、地域住民の命と健康を支えて来られた病院関係者の皆様に深く敬意を表するものであります。

病院は単なる医療機関ではなく、地域に不可欠な社会インフラであります。長野原町では、西吾妻4か町村と共同で西吾妻福祉病院における緊急医療への対応や、へき地診療所のオークワテラスへの移転整備など、地域医療の社会インフラ充実に取り組んでこられたものと承知しております。これらを踏まえ、長生病院閉院後においても、地域住民の皆様が安心して医療を受けられる環境整備と地域医療体制の構築が求められております。

つきましては、様々な地域医療をめぐる現状と課題を踏まえ、今後どのように取り組んで

いかれるのか、町長のご所見を伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、地域に根差した歴史ある医療機関の閉院は、単に1施設がなくなるということ以上に、地域住民の生活の安心や医療の質に関わる重要な問題であると認識しております。特にかかりつけ医、ほか医療機関との連携、さらには救急医療の提供体制においても影響が懸念されております。

現在、吾妻郡医師会をはじめ民間医療機関の皆様、西吾妻福祉病院、長野原町へき地診療所など関係機関の協力の下、必要な対応が進められており、町といたしましてもその動向を注視しているところであります。

地域医療を取り巻く課題は、長野原町に限らず全国の自治体が共通して直面しているものであり、医師の働き方改革、医療資源の偏在と不足、さらには、財政的な持続可能性の確保といった複合的かつ喫緊の課題が山積しております。

こうした状況を踏まえ、国及び県が主導して策定を進めている新たな地域医療構想に対しては、長野原町の実情を反映させるべく、引き続き意見を申し述べてまいります。また、限られた医療資源を最大限に活用するため、デジタル技術の導入促進、医療人材の確保に向けた取組、医療アクセスの改善など多角的に取り組んでいるところであります。

人件費や物価高騰など医療機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、地域医療は社会インフラの根幹であり、地域住民の安心と医療の確保に直結する重要な基盤であります。

今後も現行の医療体制を維持し、持続可能な医療提供体制の構築に努めてまいりますので、湯本議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 地域医療に対する認識は、私と町長、ほぼ一致しているかと思えます。

そのことを踏まえて、今回の長生病院の閉院という事態に際し、町長並びに町当局の皆様が迅速にかつ的確に対応くださっておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、先口、西吾妻福祉病院組合の事務局長より地域医療に現状について、お話を伺う機

会がございました。そもそも、地域医療とは何かという点から話が始まり、地域医療とは地域に暮らす住民の健康維持、健康増進を目的として構築される地域全体の医療体制のこととお話でした。

また、地域医療の課題についても伺いました。

地域医療の課題は、先ほど町長がおっしゃってございましたけれども、全国的な問題ではありますが、長野原町においても例外ではないことであり、主に次の3点が挙げられるようです。

1点目は、地域医療を支える医師、看護師の人手不足、先ほど町長もおっしゃっていました。

2点目は、経営難による医療機関の閉鎖の増加。

3点目には、医療機関同士の連携の難しさであります。

この3点目の連携の難しさという面では、このたび長生病院の閉院を受け、町当局と町内の医療機関が連携し、医療難民を一人も出さないとの強い思いの下、迅速かつ的確に対応していただいたことに改めて感謝申し上げます。

一方で、地域住民の思いとしては、長生病院の閉院により不安を抱かれる方も多くいらっしゃるかと思います。これまでかかりつけ医として利用していた病院がなくなり、町内外を問わず、ほかの医療機関を受診せざるを得なくなるためです。

そこで問題となるのは、新たな医療機関への移動手段であります。

長生病院理事長の夫人の話によりますと、今年、令和7年1月から10月まで、この10か月間、外来患者数は累計で2,171名、10月単月では214名、月平均をいたしますと、200名を超える方々が受診されていたとのことあります。

この中には、町内にお住まいの方などは、歩いて通院されている方もいらっしゃるようです。しかし、閉院により移動手段の確保が必要となり、通院にかかる時間の負担、加えてタクシーなどを利用する際の経済的負担が生じることが懸念されます。

町長は、令和7年度の施政方針において、町づくりに必要な交通対策や高齢者、障害者の移動サービスの拡充について述べられております。このたびの長生病院閉院に伴う交通手段の確保や患者への支援などについて、地域の医療支援と併せて、町長のお考えを改めて伺いたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 湯本議員、ありがとうございます。

通告をいただいたテーマとしたら、湯本議員の質問というのは医療体制をどうしていくのかということだったというふうに思います。ただ、2問目の質問は、どちらかという住民の足をどうするか、つまり公共交通の問題へのちょっとすり替わっちゃったような感じに今受け止めています。公共交通をどうしていくかということ、ここでもちろん、私、お答えもできますし、してもいいんですけども、次に、杉崎議員がまさに公共交通について、私に問いかけられているんです。なので、ちょっとここで明言を避けたいと思っ

○議長（黒岩 巧君） それでいいと思います。

○町長（萩原睦男君） よろしいですか。

○議長（黒岩 巧君） 通告書からずれてしまった部分がございますので。

○町長（萩原睦男君） すみません。議員に対して何か指導するような言葉を申し上げて申し訳ないんですけども、最初から交通をテーマにされたほうがきれいだったんじゃないかというふうに思うんですが、もしくは議員同士でちょっと協議とか検討していただくというのは、僕は以前からも思っていたんで、ちょっと議長にもお伝えしたい部分もあるんですけども、そういうことをやっていただくと、より一層よい一般質問になるのかなと思いました。

ただ、今回、医療体制、もっとこうだったらいいのにとかいう湯本議員の思いがあるのであれば、今ここで聞かせていただければ、それに対してのしっかり私答える自信もありますし、そうさせていただきたいと思うんですが、これが反問と捉えられたらばちょっと問題があるので、もちろん反問であるのであれば、お答えいただくなくても結構ですし、ただ、一般質問というのは、さっきも言ったように、この通告書の文が一番下にも書かれているんですけども、大所高所から俯瞰して大局的な議論をする場だと思うんですね。だから、それがせっかくな質問、テーマをいただいているのに、何かその物事が一部のものにすり変わっちゃったということがすごくもったいないと思ったんで、ちょっといつにないような私の発言で、議員も困惑しているかもしれませんけれども、ぜひともこの場をすばらしいものにしていきたいと思っ

○議長（黒岩 巧君） 町長、今の公共交通に関するところ以外の部分の答弁は。

○町長（萩原睦男君） 病院に関して、それを答えていいですか。

その前にもっと。いいですか。

○議長（黒岩 巧君） そうすると、3問目になっちゃうので。

○町長（萩原睦男君） そうですか、すみません。

さっきも言いましたけれども、長年続いた長野原町の民間病院が閉院したことは、私自身も本当に寂しいし、非常に残念なことだというふうに思っています。湯本議員もさっきおっしゃっていましたが、人件費の高騰や医師の働き方改革、医師不足、さらには医薬品や材料費などの物価高などを考えると、医療を取り巻く環境というのは本当に極めて厳しいことだというふうに、手に取るように分かります。さらに、人口減少が進むことを考えたときに、今後、長野原町に限らず様々な地域で同じ現象が起きてくるということが容易に想像できます。

先日、沼山市の独立行政法人がやっているんですか、公立病院が廃止されるというショッキングなニュースが飛び込んできました。公のお金が投入されている病院だって持ちこたえることができない時代になっちゃったんだなという思いです。

西吾妻福祉病院にも、私は管理者として、さっきも牧山議員の質問のときに言いましたが、相当な力を注いできたつもりです。これからはさらなる手腕が試されるときに入ってきたというふうに思っています。私の考えるこれからの地域医療、公立病院も民間病院も今以上に、さっき連携が難しいというふうに言っていましたけれども、連携というかスクラムを組んでいかになくちゃいけないんじゃないかと思えます。

コロナのときは、確かにすごくいい連携が生まれたというふうに思っています。でも、私が言いたいのは、もっと根底からの深い連携をしたいというか、しなくちゃいけないんじゃないかと思えます。具体的に言うと、例えば今回、閉院になった病院、まだ、ぼりぼり働ける医師がいるんですよ。その方が、例えば、そんなことを言われたくない、僕にそんなことを言われたくないと言われちゃうかもしれませんけれども、西吾妻福祉病院の医師として働いていただくとか、医師不足で悩んでいる西吾妻福祉病院に病院がなくなってしまった医師が働くって、今までの経緯や歴史を考えるとそんなことはあり得ないと思うかもしれませんけれども、もうそういうことをやっていかないと、そういうスクラムということです。

そうしたらどうでしょうか。かかりつけ医として迎われていた方、遠くなる方もいれば近くなる方も多分いると思うんですよね。僕は助かるんじゃないかなと思います。そのぐらいのことをしていかないと、これからの地域医療はもう守れないです。病院経営に携わって、本当に僕は深く痛感しています。そもそも、今回の一民間の病院が閉院したことに對して、この議場で議論するということは少し違和感があったので、僕はあえて病院名を出していません。

ただ、今湯本議員の質問をいただいて発言する機会をいただいたので、ちょっと述べさせ

ていただきましたけれども、ぜひ、湯本議員、その閉院となった病院とすごく懇意にされているようなので、政治家としてそういう動きをしていただく。長野原町で働いてくださいと、せっかくの大切なマンパワーがあるのですから、僕はそういう動きを政治家として、していただきたいと思うんです。ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 町長おっしゃったことはよく分かります。

改めて、西吾妻福祉病院組合の事務局長からこんなお話もございました。

町、行政当局と医療機関そして介護施設、この介護施設との連携が今後ますます重要になる。特に、高齢化が進む地域社会において、住民が安心して暮らせる体制づくりにはこれら3者の連携が不可欠であるということもおっしゃってありました。

この長野原町には、特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所、それと高齢者向けの住宅など様々な福祉サービスが整備されております。これらの施設には必ず嘱託医が配置され、定期的に訪問医療や治療、健康管理、健康指導を行っております。

先ほど個人病院、町長は出すのをいろいろおっしゃっていましたが、あえて長生病院が担当していた施設の嘱託医業務を、へき地診療所と西吾妻福祉病院が連携して引き継ぎ、協力体制を整えていただいていると伺いました。ここにも長野原町の行政と医療機関、介護施設とのすばらしい連携の姿が見てとれ、私としても大変心強く感じております。

今後行政サービスが低下することのないよう住民の福祉向上を図るべく、行政当局をはじめ医療機関、介護施設との連携をさらに深め、住民の皆様が安心して暮らせる長野原町を築いていただきたいと願っております。そして、町長の施政方針にも示されておりますけれども、希望を持って暮らせていける地域づくりに向け、共に尽力してまいりたいと考えております。

最後に、改めて地域医療と町民の命と健康を守るため、町からの力強い後押しをお願いするとともに、町長のご決意をうかがって、私の質問は終わります。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 湯本議員、ありがとうございます。

最後に、命と安心を守るためという言葉がありましたけれども、これからの地域医療をどうしていくのか。先ほど、牧山議員のときにも言いましたが、もう長野原町単体だけ

で考えることじゃもうないです。吾妻全体の町村、首長も含めて、議員も含めて、病院とで膝詰めの議論をするときがまさに今来ています。国や県がいろいろな指示、今、計画もつくっているんですけども、それに従ってやっているだけでは、もう我が町の医療は守れません。恐らく、ジグソーパズルをはめていくようなやり方ではもう駄目だと思っています、僕は。

今回、議員の質問を受けてどう思うかという、じゃ、どうするんだという話ですよ。僕は、あとは政治力、政治の力なんじゃないかと思うんです。政治のできることは何か。さっき、具体例を言いましたよね。今、いる医師という財産をどこかほかのところという手は全くないと思うし、それは我々の人間力や政治力でやっていくべきなんじゃないかというふうに思います。

ぜひとも、湯本議員、政治というのは、政治家というのはどういうものかということも僕も一緒に考えたいですし、本当、町に求めるだけじゃなくて、ほかの議員の皆さんも、私も政治家として、自分ごととして立ち上がる時だと思っています。そのぐらいの危機感を持って、すごく生意気なことを言いましたけれども、一緒にやりたいし、さっきも同じ土俵に上がってきてくれて言って、議員の皆さんで嫌な顔をされた方がいますけれども、まさに本当に同じ土俵に上がってきて、議員だとか町長だとか役場職員だとかというんじゃなくて、やっていきたいです。本当に生意気なことを申し上げましたけれども、心からのお願いを議員の皆さん全員にして、答弁とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時、13時に再開しますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後 零時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 杉 崎 能 久 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問。最後に、1番、杉崎能久君。

〔1番 杉崎能久君 登壇〕

○1番（杉崎能久君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

本町の公共交通は、地域住民の重要な足として機能しておりますが、人口減少やライフスタイルの多様化が進む現状において、必ずしも効率的かつ利便性の高いものとは言えなくなっていると考えます。特に、共働きの子育て世帯からは、仕事と送迎の板挟みによる疲弊の声を聞いております。

既存のバス路線を維持するだけでなく、利用者の予約に応じて運行するデマンド型交通、こちらの導入や、夕方・夜間における柔軟な運行体制への転換など、利用者のニーズに即した抜本的な改革が必要ではないでしょうか。住民の移動の自由を確保する、守るための現実的かつスピード感のある対策について、町長の考えを伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員のご質問にお答えいたします。

町内の公共交通は、高齢者の皆様の日常の移動や子育て世帯の送迎、さらには観光客の移動を支える大変重要なインフラであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、人口減少の進行や生活スタイルの変化により、従来の路線バス等だけでは全ての移動ニーズに十分対応できなくなっていることを私も強く実感しているところであります。特に共働きの子育て世帯から、仕事と送迎の両立が難しいとの切実な声は、町としても深刻な課題と受け止めております。

当町では、10年後、20年後を見据えた検討を行い、計画的に交通政策を推進することを目的に、公共交通関係団体等で構成した法定協議会である長野原町地域交通活性化協議会で議論を重ね、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とした長野原町地域公共交通計画を策定し、「地域とひとをつなぐ公共交通」を基本理念に、交通が人と地域をつなぎ、生活の利便性を高めるとともに、観光の振興も図ることを目指しております。

この計画では、公共交通に関する町民アンケートで要望が高く、実現性が高い個別の施策及び事業を短期、中期、長期とスケジュール化しており、特にこの5年間で実施したい短期に位置づけられた3つの施策・事業である応桑・北軽井沢地区の高校生における通学支援、

高齢者タクシーチケット事業及びハッ場ダム周辺への二次交通につきましては、計画2年目
で既に事業化しており、ある程度の成果が出ているものと考えております。また、短期から
長期までの通期で検討するものとして、民間事業者の支援・連携、民間事業者による法定協
議会への提案等の推進を掲げており、この中の施策及び事業で、議員ご指摘のデマンド交通
の検討が含まれております。

全国では、AIを活用したオンデマンド交通が成果を上げており、固定路線では補い切れ
ない地域の移動を支える仕組みとして注目されております。本町においても、予約に応じて
柔軟に運行できるデマンド型交通の導入可能性を精査・検討し、法定協議会で民間事業者に
よる提案等を踏まえながら議論を重ね、次期計画への見直しに当たり、子育て世帯の送迎負
担の軽減も含め位置づけるとともに、実施可能なものは前倒しで取り組んでまいりたいと考
えております。

公共交通の再構築に当たっては、固定路線とデマンド交通を単純に置き換えるのではなく、
タクシー等も含めた面的な交通ネットワークの形成が重要であると考えております。限られ
た財源の中でも効率性と利便性を両立させることで、町内のどこにお住まいでも移動に困ら
ない環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

町民の皆様の移動の自由を守ることは、地域の暮らしと活力を守る上で必要不可欠であり
ますので、時代にふさわしい公共交通を検討、仕組みづくりをしてまいりたいと考えますの
で、杉崎議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） ありがとうございます。

計画的な交通政策、検討、仕組みづくりをしているというところで、引き続き、町民の
方々の意見、私たち議員がこういう議会で話をしていく、仕組みを構築していく話をしてい
くというところで、現実的な施策として考えていただければというふうに思います。

今日、私は午前中、子供の発表会に行ってきました、その中で、とあるお母さんお父さん
から、今日、議会なんですよねという話を伺いまして、そうなんです。これから、午後行
くんですけども、しっかり町の公共交通、子育て世代の公共交通について話をしていきます。
そうしたら、すごく喜ばれたんですね。ありがとうございます。その方を含めてなん
ですけども、もちろんその方はこども園にお子さんが通わせる親御さんではあるんですけ
れども、小学生のお子さんもいらっしやいまして、私は個人的にそういった悩みを抱えてい
る方、ここ数か月で15名ぐらいちょっと話をさせていただいたんですね。

その中で、やっぱりこういった子供の習いごとを公的な支援を求めるのはいかなものかなという意見も出たんです、お母さん方から。結局そういう習いごとというのは、個人の選択じゃないですか。こういうデマンド交通は、子供の習いごとの送迎に公費を使うのはいかなものかというところで悩まれている親御さんもいらっしゃったんです。ただ、僕としてはそういった認識は、今の時代、改める必要があるんじゃないかというふうに考えています。

以前、私は一般質問で、公営の塾であったりとか、そういう習いごとがしたいけれどもできない、それはいわゆる教育の格差につながるのではないかというふうに危惧した、そういった質問を町長にさせていただいたんですけれども、その思いは今でも変わっていないんですね。都会であれば、公共交通は当然、充実はしていますので、足がないからいけないという選択はまずないと思うんです。当然、お金がかかるという理由でいけないというところはあると思うんですけれども、足がないからいけないという選択肢はまずないというふうに考えています。親が車を出せなければ、子供は学びの機会を得られない、体験の機会を得られないというところの現状がありますので、そういった移動の不便さが教育や体験の格差に直結している現状を、私自身は放置することはできないというふうに考えています。子供たちがスポーツや学習で心身を育む。このことは、高齢者の方の生きがいつくりと同じぐらい重要なのではないかと、尊重されるべきではないのかというふうに考えています。

今、町長の答弁の中で、検討していくというところは、すごく私にとっても心強い答弁でありましたし、今回の、この後、何回かのキャッチボールをさせていただきますけれども、今回の内容をお母さん方に伝えることで、よりこの町がいい町だ、もっと住み続けたい、町長がよくおっしゃるシビックプライドにつながっていくのではないかとというふうに、今、希望を持っております。

あとは、なるべく柔軟性に富んだ交通ですね。今、現状ですと、子供の送迎、中学校、小学校であったりとか、なかなかそのルートどおりにしか回れていない。もちろん、諸々の協議会の規定であったり、いろいろあるとは思いますが、もう少し柔軟にならないのかというところの意見も伺っていますので、そのあたりについてもどのようにお考えなのか。今後、どういうふうな政策、議論を進めて、交通協議会に話を持っていくのか。そういったところを、今、現状で決まっている段階で結構ですので、お話を伺えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員、ありがとうございます。

今回、杉崎議員から非常にいい質問をいただいたというふうに受け止めています。

先ほど申し上げたように、デマンド交通の検討は、早急にやっていきたいと思えます。ただ、公共交通は議員ご存じのとおり、さっき少しおっしゃっていましたが、交通の関係ってかなり交通の従事者を多分守るためにそうになっていったんだろうと思いがあるんですけども、がんじがらめになっているんですね、法律だとかそういうものに。

なので、例えば、デマンドの予算を3月につくったから、じゃ、来年度からすぐにできますというものじゃないんですよ。さっき言った法をクリアするとか、あらゆる諸団体とのコンセンサスを取って初めて動き出せるんで、これを実行するためには、何度も言っていますが、地域公共交通活性化協議会があって、それは最低限に、その会でオーソライズを得てクリアしていかなくちゃいけないということをご理解いただきたいのと、お母さん方にも伝えてほしいと思うんです。全然スピードが遅いんじゃないかと言われるのが嫌なんで、それはお願いします。

現在の長野原町地域公共交通計画は令和9年度までの5年計画なんですけれども、さっきも言ったように短期目標で言った3つ掲げたものに関しては、僅か2年で事業化できたんです、100%のものではないんですけども。よって、まずは来年度、令和9年度までだからまだ2年あるわけなんですけれども、来年度、1年前倒しをして、計画変更、公共交通計画自体を、行政は、本当に計画の下に進んでいかなければいけない部分というのがあるので、それを、計画変更を実施したらどうかと思っています。

それで、実証実験ぐらいまでこぎ着けられたら、これは評価できるようなことにつながっていくんじゃないかと今の時点では思っています。ただ、この実証実験というのは非常に重要だと思っていて、北軽・応桑の高校生のバスのときにやってみましたけれども、乗っている人はほとんどいませんでは、本当に意味のないことになってしまうので、そこは慎重に進めるべきだと思っています。

また、以前、教育課長から報告があったと思うんですけども、補助金返還云々の話で、スクールバスのほうは生徒以外の混乗はちょっとできないんですという話があったんですけども、その補助金も5年間頂けるけれども、その後頂けないという方向になっているので、学校のオープンが年がずれていますけれども、あと1年とか2年でその補助金も終わってくるんですよ。なので、スクールバスの混乗のほうもデマンド交通と同様に並行して検討したほうが効率的にいいものになるんじゃないかなというふうに思います。

それで、湯本議員のほうに戻っちゃうんですけども、恐らくさっき足の問題もこういう

ことが構築していくことができれば、湯本議員の悩みも自然と解消されていくんじゃないかというふうに思いました。でも、さっきこれを申し上げるわけにできなかったのも、本当に失礼しました。

取りあえず、以上でよろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） 高校生のバスの実証実験が、ちょっとまい具合にことが運ばなかったというところは、私自身もびっくりしていました。かなり少なかったんですよ、朝5時台、6時台。なので、実証実験については、当然私もやるべきだと思うんですけども、より詳細な、緻密なデータを取ってやっていくことが必須になる前提条件になるのかなというふうには考えています。

私も以前、この話をしたときに、町長のほうから、がちがちに固められているという協議会の話も伺ったので、これは例えばなんですけども、事業者の方への配慮について、私も考えたんですが、無理な運行をお願いするのではなくて、従来の路線という縛りというよりはエリア全体をカバーする区域運行みたいな、そこに許認可という形を得て進めれば、そこをAI、技術的なサポートをそこに導入していくという考えはいかがかなと思ったんです。そうすれば、効率的な運行が可能になるんじゃないかなというふうに考えています。ただ、その協議会の方々が、それに対してどういった反応をしてくるのか、どういった意見が返ってくるのかということももちろん考えなければいけないし、当然、そもそもデマンド交通って何だとか、AIって何だということところからの話になるのかもしれないので、恐らく導入するにしてもかなり越えなければならないハードルというのは多岐にわたると思いますので、引き続き時間もかかることだとは思いますが、段階を踏んでぜひやっていただければと思います。

私のほうからも何か動けるところ、当然、町民の方の意見を聞くのもそうですけれども、事業者の方と話す機会も増えてきていますので、そういったところで手を取り合って、一緒に進めることができるというふうに思います。全面的な導入が難しいのであれば、例えば、実証実験についても北軽エリアとか特定のところから始めるとか、夕方以降、稼働していないスクールバスだったり、公用車の空き時間を活用するとか、やり方はいろいろあるとは思いますが、皆さん、事業所の方々と話す中で、最適解を見つけていただいで、進めていただければというふうに思います。

私は、議員になってから質問、大体育育でだったり、移住政策だったり、教育、この3本

に絞って、ずっとお話ししてきているんですけども、長野原町は医療費の無償化だったりとか、あと給食費、あとは保育料ですか、最近、無償化になって、すごく皆さんからありがたいな、非常にありがたい。町のやっている施策は本当に助かっているという声もよく聞くようになったんですね。子育て支援というと、昔と比べると、今の年配の方から聞くと、もう充実すぎるぐらいあるだろうというふうに言われるんですけども、そこに対しては、今、人口減少という波もありますし、やはりその波を一番強く影響を受けるのは長野原町のような地方ではありますので、やはりそこに人を呼ぶ、注目してもらう、長野原を知ってもらうという意味では、こういった移動の自由の確保、移動手段の確保というところも子育て支援、ひいては高齢者の方の移動の自由を確保するところにもつながってくると思いますので、引き続き、このデマンド交通というところの導入を、ぜひ迅速に前向きに進めていただければというふうに思います。ちょっと今日は私の思いというか、意見がメインになってしまったんですけども、また、町長のお考えを伺いまして、一般質問とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員、ありがとうございます。

杉崎議員が考えていることも、僕が考えていることも、ほかの議員の皆さんがこうなったらいいなと考えていることも、恐らくそんなに変わらないんだと思うんですね。それは、じゃ、何で議会も町長も同じ考えなのに進んでいかないのかという、今の議論の中で一番足りていなかったのはお金の問題なんです。お金があれば何だってできちゃう。さっきもお金の話になったんですけども、じゃ、その話は全く抜いて、僕と議員は話をしていたんですね。だから、もっとそうすればよかったんじゃないかって思いますよね。

でも、杉崎議員は議員になって2年、いいときになりましたね。なる前、数年前とかだったら、こんな話が出てきてもできませんと言ったと思います。もっと言えば、僕が町長になったときなんて、新年度の予算をつくるのに、あと5億円足りませんかというレベルだったんです、毎年。それを何とかやってきて、ようやくここに来て、現在の財政状況を構築できた。これは、私をはじめ、私なんて言わなくていいですね、職員皆さんの並々ならぬ努力の結晶だと思っているんですね。なので、悪いところってみんな町民も、議員の皆さんもどうか分からないですけども、言うんですね。でもこういうところもお母さん方によく言っておいてもらいたいです。本当に、それは本当にお願ひしたいと思うんですね。

今年の春ぐらいに自治体四季報というのがあって、全国で十何番で、群馬県では断トツ1位でしたと自慢げに言いましたし、財政立て直しましたと言っていますけれども、ただ、こ

んな小さな町だし、財政規模もすごく小さいので、ちょっと油断すれば、この財政状況を悪化させるなんて簡単だと思います。お金があるからだといって、がんがん、バスもやって何でもやると、本当に簡単に財政が崩れると思います。

なので、デマンド交通とかスクールバスの見直しを検討すると言いましたけれども、現時点でスクールバスだけでも8,000万円かかっているんです。ほかの福祉バスとか外出支援だとかそういう草軽に対してのお金だとか、そういうのを含めると1億円を超えるんですよ。なので、非常に大きなお金がかかる、この町としてはですよ。市レベルから見て、1億円でそんな大したお金じゃないかもしれないですけども、長野原町にとっての1億円というのはすごく大きなお金なので、お金と効果の見極めというのはしっかりやっていきたいと思っています。

それと、さっき杉崎議員がいいことをおっしゃっていただいたなと思うんですけども、親御さんたちの生の声、私にも来ますけれども、生の声だとかどういうところなのかと、本当に細かいところまでの実態をやっぱり職員も我々もつかみたいので、もちろん自治体として行政として動くことはやりますけれども、議員にもそのあたりの協力をしていただけると本当に助かりますので、よろしくお願いします。

ぜひともいい形を組み立てられるように、議員全員の皆さんのご協力を賜りますことをお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒岩 巧君） 以上で、一般質問を終結します。

以上で、本定例会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和7年12月第4回長野原町議会定例会の日程を全て終了しました。

定例会を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時24分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

署名議員 浅 沼 克 行

署名議員 牧 山 明